

一宮町

子ども・子育て支援事業計画

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

平成 27 年 3 月

一宮町

はじめに



少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地域社会や家族形態の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は、近年大きく変化しています。このような社会環境において、子育てへの不安や負担感、孤立感を感じる家庭は少なくなく、多様な子育て支援の充実が求められています。

こうした中、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、長生郡市の市町村が広域的なサービス提供の観点から「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」を合同で策定し、各種の子育て支援施策を展開してまいりました。

このたび、子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、本町のこれまでの取組と平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援事業計画を兼ね備えた一体的な計画として、本計画を策定しました。

本計画では、平成26年に策定した「一宮町保育所整備基本計画」に基づき、就学前の子どもの教育・保育環境の充実へ向けて施設整備を図るとともに、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えることができるよう、基本理念である「緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子」の実現へ向けて、取組を進めてまいります。

今後とも、本計画の推進に対し、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「一宮町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

平成27年3月

一宮町長 **玉川 孫一郎**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
1 少子化の進行	1
2 子育てをめぐる環境の変化	2
第2節 計画の趣旨・目的	3
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の期間	3
第5節 子ども・子育て支援新制度の概要	4
1 子ども・子育て支援新制度とは	4
2 子ども・子育て支援新制度におけるサービスの類型	4
第2章 計画の基本的な考え方	6
第1節 計画の基本理念	6
第2節 計画の基本方針	7
1 児童人口の推移	7
2 計画期間の将来推計人口	8
3 公立保育所の移設・民営化	9
第3節 教育・保育提供区域の設定	9
第3章 一宮町の子どもと子育て家庭の現状	10
第1節 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	10
1 総人口と総世帯の状況	10
2 年齢3区分人口の推移	11
3 人口動態・婚姻・離婚	12
4 世帯類型等の推移	13
5 女性の就業状況	14
6 配偶関係の状況	15
7 出生数の推移	16
第2節 一宮町における子ども・子育て支援サービスの状況	17
1 保育所（園）の状況	17
2 地域子育て支援拠点事業	18
3 妊婦健康診査	18
4 新生児訪問事業	18
5 病児保育事業	18
6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	19
7 その他のサービス	21

第3節	ニーズ調査からみた一宮町の子育て環境について	22
1	子育てしやすいまちづくりについて	22
2	教育・保育に求めること	23
第4章	分野別施策の展開	24
第1節	地域における子育ての支援	26
1	地域における子育て支援サービスの充実	26
2	教育・保育サービスの充実	27
3	児童の健全育成	29
4	経済的支援の充実	30
第2節	親子の健康の確保及び増進	32
1	子どもや母親の健康の確保	32
2	食育の推進	34
3	思春期保健対策の充実	35
4	小児医療の充実	36
第3節	子どものための教育環境の充実	37
1	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	37
2	家庭や地域の教育力の向上	41
第4節	安全で安心な子育て環境の整備	43
1	良好な住宅・居住環境の確保と豊かなまちづくりの推進	43
2	子どもの安全の確保	44
第5節	家庭に対するきめ細かな支援の充実	45
1	児童虐待防止対策の充実	45
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	46
3	障害児施策の充実	47
第5章	子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策	49
第1節	幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策	50
1	見込量	50
2	提供体制の確保の内容及びその実施時期	51
3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	51
第2節	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策	52
1	利用者支援事業	52
2	地域子育て支援拠点事業	52
3	妊婦健康診査	52
4	乳児家庭全戸訪問事業	53
5	養育支援訪問事業等	53
6	子育て短期支援事業	53

7	ファミリー・サポート・センター事業	54
8	一時預かり事業	54
9	延長保育事業	55
10	病児保育事業	55
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	55
12	実費徴収にかかわる補足給付を行う事業	56
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	56
第6章	計画の推進	57
第1節	計画の推進にあたっての役割分担と連携	57
第2節	計画の進行管理	57
1	推進状況の点検・公表の方法	57
2	計画の推進状況の公表	57
資料編		58
1	一宮町子ども・子育て会議条例	58
2	一宮町子ども・子育て会議委員名簿	60
3	計画策定の経過	61



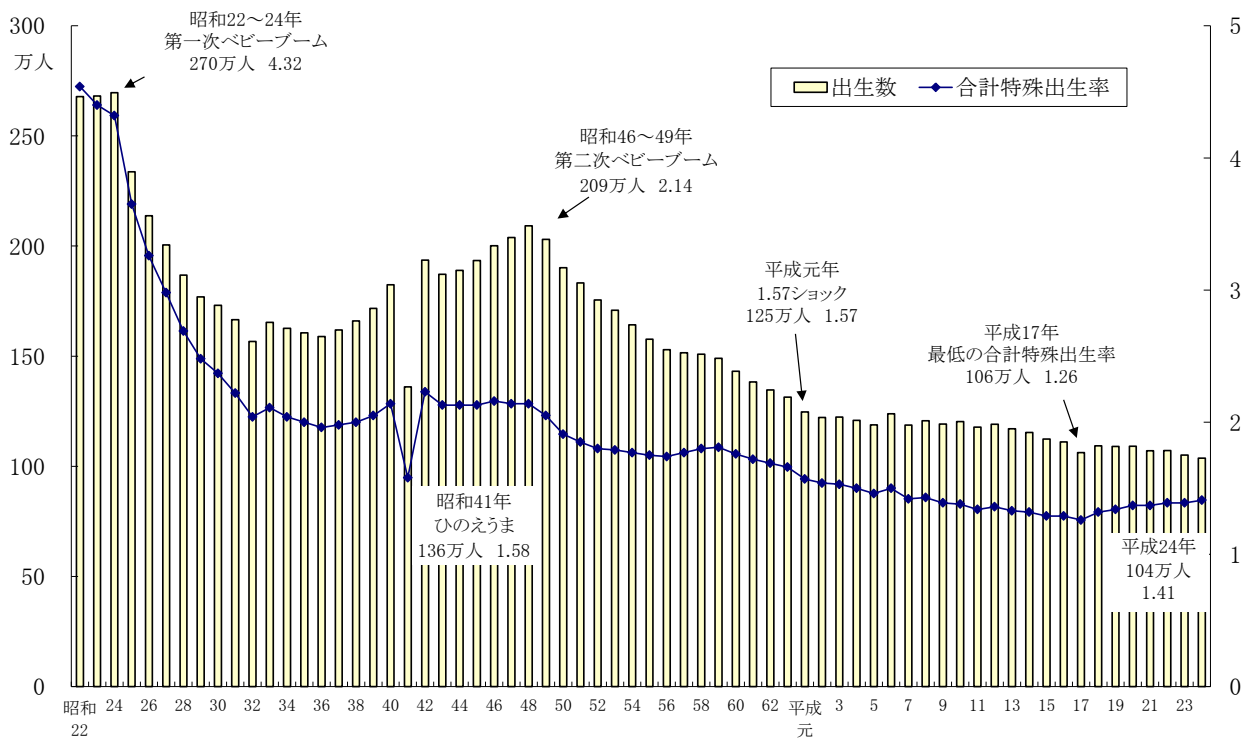
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行

わが国の出生数は、昭和48年の記録にある209万人以降、減少の一途をたどり、近年は100～110万人の間で推移しています。1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる、合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成24年は1.41とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。

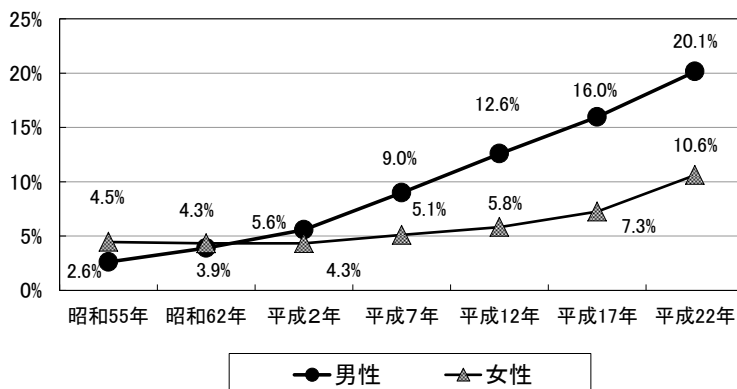
1.57ショック：平成元年の合計特殊出生率1.57が、過去最低の値となった「ひのえうま」の年である昭和41年の1.58を下回ったことを指す。

2 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを生き育てる家庭を取り巻く社会の変化が挙げられます。

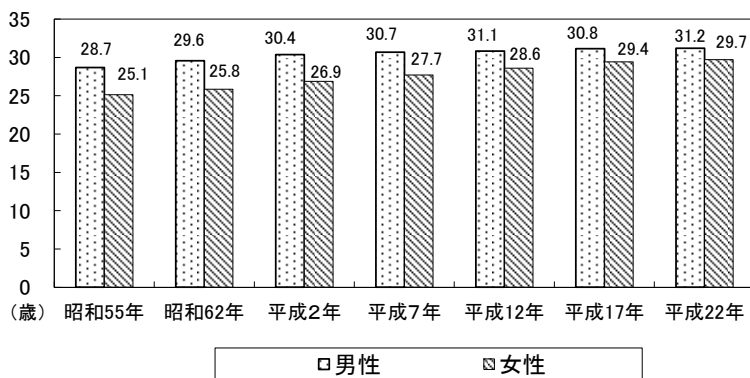
わが国の平成22年の生涯未婚率は、男性20.1%、女性10.6%となっており、昭和55年の男性2.6%、女性4.5%と比較すると、大きく上昇しています。また、平成22年の日本人の平均初婚年齢は、男性が31.2歳、女性が29.7歳と平均初婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。

生涯未婚率の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2014」

平均初婚年齢の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2014」

さらに、人口動態調査によると、平成24年の第1子の平均出産年齢が30.3歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。さらに、親となる若者をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などによって、安心して子どもを生き育てることが厳しい状況となっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。

第2節 計画の趣旨・目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とする）に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指す制度です。

本計画は、本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みとその確保方策をきめ細かく計画するとともに、住民、教育・保育従事者、企業、行政などが協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国から示された基本指針に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が「子ども・子育て関連3法」や「児童福祉法」のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げてきた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第4節 計画の期間

本計画は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
一宮町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕									
				見直し	一宮町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕				

↑必要に
応じ中間
見直し

第5節 子ども・子育て支援新制度の概要

1 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

これまで、国では「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、少子化対策として施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、町では地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行うことができるようになった半面、ひとり親家庭等の家族構成や、保護者の就労状況に応じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、この支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されました。

国の少子化対策に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

2 子ども・子育て支援新制度におけるサービスの類型

新制度においては、幼稚園、認可保育所、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型保育給付」と定員19名以下の小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されました。

公立の幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「子ども・子育て支援法」の「特定教育・保育施設」に移行しますが、私立の認可保育所は、「子ども・子育て支援法」の適用外で、従来通り、「児童福祉法」に基づき、市町村と利用者が契約し、利用児童の選考や保育料の徴収も市町村が行うこととなります。

＜新制度におけるサービスの類型＞

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法適用	子どものための教育・保育	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所
			4 幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付 (市町村が認可)	8 小規模保育	
		9 家庭的保育	
		10 居宅訪問型保育	
		11 事業所内保育	
	地域子ども・子育て支援事業	12 利用者支援事業	
		13 地域子育て支援拠点事業	
		14 妊婦健康診査	
		15 乳児家庭全戸訪問事業	
		16 養育支援訪問事業等	
		17 子育て短期支援事業	
		18 ファミリー・サポート・センター事業	
		19 一時預かり事業	
		20 延長保育事業	
		21 病児保育事業	
		22 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
		23 実費徴収にかかわる補足給付を行う事業	
		24 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
子ども・子育て支援法適用外		25 私立認可保育所(委託費を支弁)	
		26 新制度への移行を選択しない私立幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)	

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では「緑と海と太陽の町」と一宮町町民憲章に定め、先人たちが培い伝えてきた伝統と文化と自然の恵みを一層大切にし、より豊かにより美しくより調和のとれた活力のあるまちを目指しています。

この考え方を受け、本計画における基本理念を以下のように定めます。

■基本理念

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

子どもは、社会の宝であり、未来を担う大切な存在です。

子どもを育てていくためには、子育ての当事者や事業者だけでなく、地域の住民が日々の暮らしの中で子どもの育ちを温かく見守っていくような体制づくりが重要です。地域全体で子どもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに向け、意識の啓発に努めていきます。

自然豊かな一宮町において、住民一人一人が、子どもを育てるという意識を持ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることのできるまちを目指し、本計画を推進します。

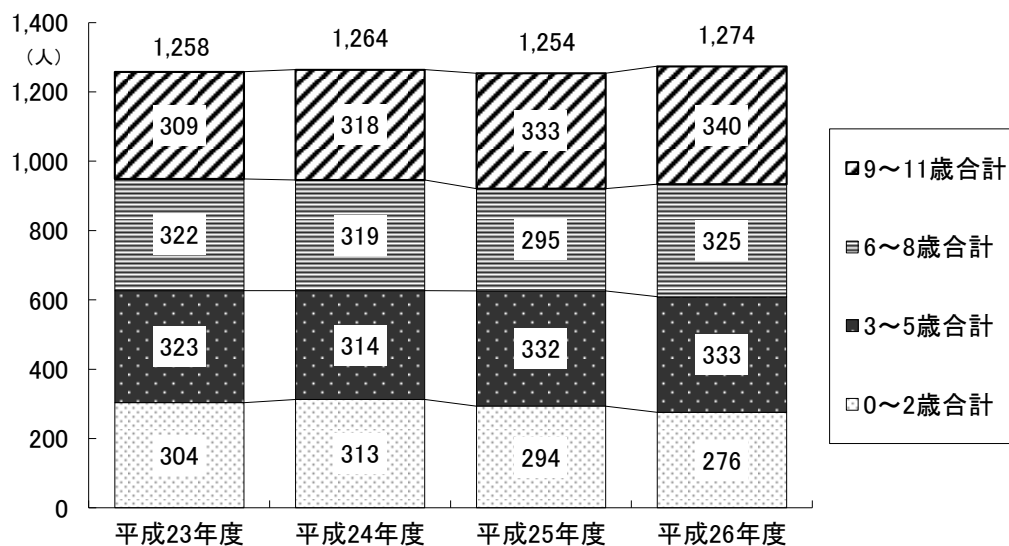
第2節 計画の基本方針

1 児童人口の推移

平成26年4月現在、本町の0～18歳までの児童人口は、2,042人となっており、平成23年からの推移をみると、2,020人～2,050人の間をほぼ横ばいに推移しています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳	102	93	76	86
1歳	107	115	103	85
2歳	95	105	115	105
3歳	130	93	109	127
4歳	88	132	91	112
5歳	105	89	132	94
6歳	105	100	88	133
7歳	109	105	104	88
8歳	108	114	103	104
9歳	104	107	120	107
10歳	106	103	107	125
11歳	99	108	106	108
12歳	99	99	109	106
13歳	117	112	105	107
14歳	99	119	114	107
15歳	122	98	120	114
16歳	113	120	98	124
17歳	110	111	119	98
18歳	111	97	104	112
0～2歳合計	304	313	294	276
3～5歳合計	323	314	332	333
6～8歳合計	322	319	295	325
9～11歳合計	309	318	333	340
0～11歳合計	1,258	1,264	1,254	1,274
0～18歳合計	2,029	2,020	2,023	2,042

資料：住民基本台帳（4月1日）



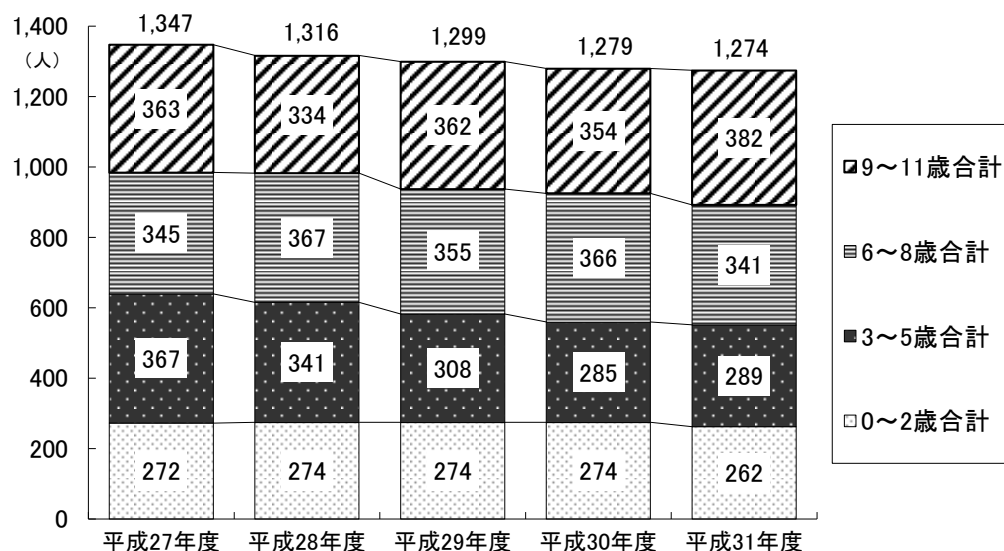
2 計画期間の将来推計人口

住民基本台帳人口に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本町の児童人口は、平成27年には1,347人に、平成31年には1,274人になり、5年間で70人前後の減少が見込まれます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	82	88	84	82	78
1歳	95	91	99	93	91
2歳	95	95	91	99	93
3歳	115	96	96	92	100
4歳	130	115	96	96	92
5歳	122	130	116	97	97
6歳	103	119	127	113	94
7歳	143	105	122	130	116
8歳	99	143	106	123	131
9歳	117	101	146	108	126
10歳	115	115	99	145	107
11歳	131	118	117	101	149
12歳	121	132	119	117	101
13歳	119	127	138	124	123
14歳	127	120	129	140	125
15歳	118	126	119	129	140
16歳	125	117	125	118	128
17歳	133	123	116	123	116
18歳	109	121	112	106	113
0～2歳合計	272	274	274	274	262
3～5歳合計	367	341	308	285	289
6～8歳合計	345	367	355	366	341
9～11歳合計	363	334	362	354	382
0～11歳合計	1,347	1,316	1,299	1,279	1,274
0～18歳合計	2,199	2,182	2,157	2,136	2,120

※平成23年～平成25年4月1日現在の日本人人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



3 公立保育所の移設・民営化

本町では、保育所の入所児童数の増加により、各保育所の定員超過が慢性化しています。また、施設の老朽化も深刻な問題となっていたため、平成 26 年度に「一宮町保育所整備基本計画」を策定し、以下のような整備を計画しました。本計画もこれに準じ定めます。

施設名	内容
町立 一宮保育所	平成 28 年度に社会福祉法人等による民営化で一宮地区の高台へ移設(平成 27 年度～用地選定)し、平成 29 年度に定員 170 人の認定こども園として開園予定です。
町立 原保育所	現状を維持し、平成 35 年度に整備計画の検討を開始予定です。
町立 東浪見保育所	平成 27 年度に社会福祉法人等による民営化で移設(平成 26 年度～用地選定)し、平成 28 年度、定員 80 人の認定こども園として開園予定です。
私立 愛光保育園	平成 26 年度に従来の敷地内に建て替えを行います。

第 3 節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、中学校が 1 校、小学校が 2 校、保育所は、一宮保育所、原保育所、東浪見保育所、愛光保育園の 4 か所あります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第3章 一宮町の子どもと子育て家庭の現状

第1節 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

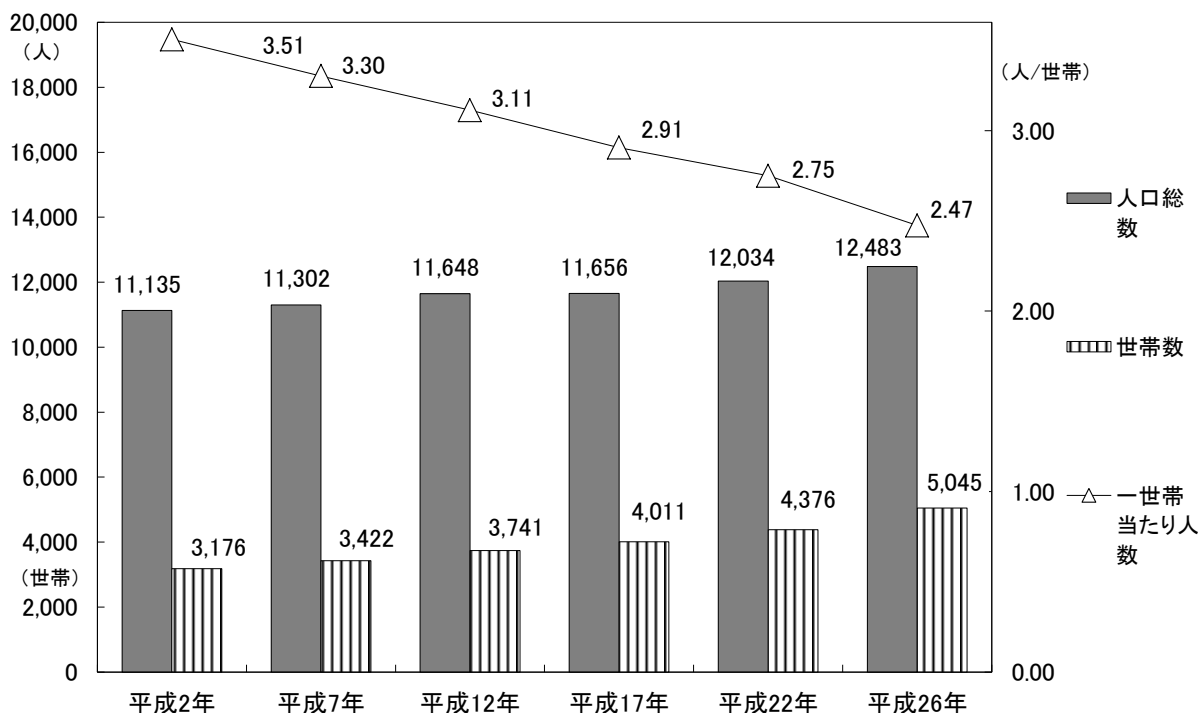
1 総人口と総世帯の状況

平成26年10月1日現在、本町の人口は12,483人で、世帯は5,045世帯、一世帯当たりの人口は2.47人となっています。人口の推移をみると、平成2年から現在まで増加が続いています。世帯数についても、平成2年から増加が続いていますが、一世帯当たりの人口については減少が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

＜人口と世帯数の推移＞

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口総数	11,135	11,302	11,648	11,656	12,034	12,483
男性	5,342	5,449	5,635	5,678	5,888	6,126
女性	5,793	5,853	6,013	5,978	6,146	6,357
世帯数	3,176	3,422	3,741	4,011	4,376	5,045
一世帯当たり人数	3.51	3.30	3.11	2.91	2.75	2.47

資料：国勢調査(平成2年～平成22年)、住民基本台帳(平成26年)



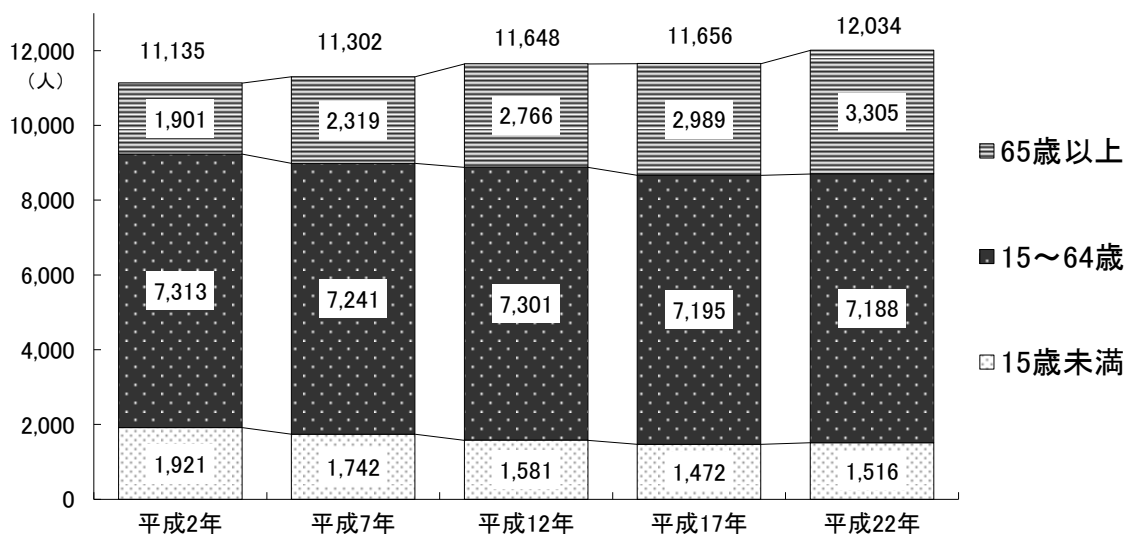
2 年齢3区分人口の推移

平成22年の本町の15歳未満の年少人口は1,516人で、年少人口比率は12.6%である一方、65歳以上の老年人口は3,305人で、老年人口比率は27.5%となっています。年齢3区分人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しており、老年人口については、平成2年の1.5倍以上増加しています。

＜年齢3区分人口構成の推移＞

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	11,135	11,302	11,648	11,656	12,034
15歳未満	1,921	1,742	1,581	1,472	1,516
割合	17.3%	15.4%	13.6%	12.6%	12.6%
15～64歳	7,313	7,241	7,301	7,195	7,188
割合	65.7%	64.1%	62.7%	61.7%	59.7%
65歳以上	1,901	2,319	2,766	2,989	3,305
割合	17.1%	20.5%	23.7%	25.6%	27.5%

資料：国勢調査（総人口には年齢不詳人数も含む）



3 人口動態・婚姻・離婚

平成 22 年から平成 24 年までの本町の人口動態をみると、自然動態では、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態では、社会増の年と社会減の年があり、平成 23 年から平成 24 年にかけては減少しています。自然動態と社会動態を加算した人口動態については、人口増と人口減の年があり、平成 23 年から平成 24 年にかけて 94 人の減少となっています。

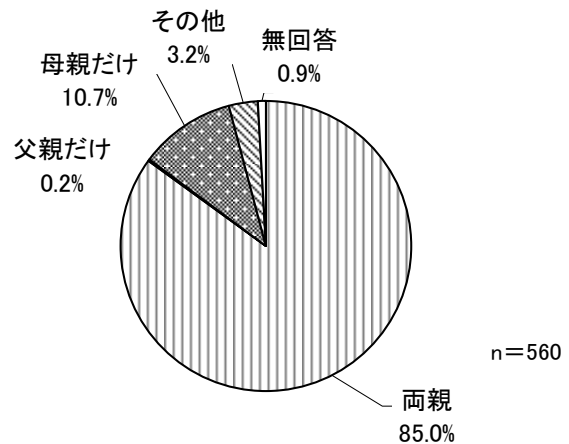
婚姻件数については、50～60 件の間で、離婚件数については、20～30 件の間で推移しています。なお、離婚件数の数値だけをみれば、減少傾向にあります。ニーズ調査結果からは、回答者の約 1 割がひとり親世帯となっており、ひとり親世帯への支援の充実も課題であると言えます。

<人口動態・婚姻数>

	人 口 (単位:人)							婚姻・離婚 (単位:件)		
	自然動態			社会動態				人口増減	婚姻数	離婚数
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減				
平成 22 年	96	145	-49	634	481	153	104	54	27	
平成 23 年	105	156	-51	581	472	109	58	57	23	
平成 24 年	95	152	-57	549	586	-37	-94	60	22	

資料:住民基本台帳(各年3月末)

<保護者の内訳>



資料:一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査(平成 25 年 12 月)

4 世帯類型等の推移

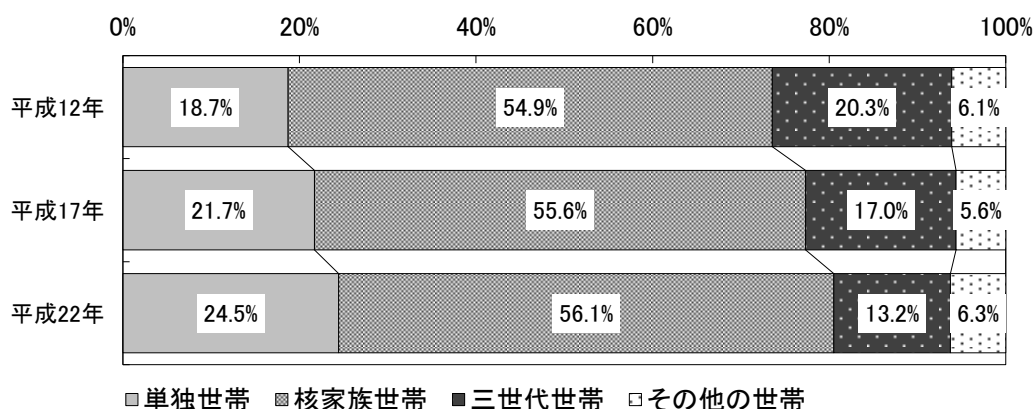
国勢調査によると、平成22年の本町の世帯数は、4,376世帯で、世帯類型別にみると、核家族世帯が2,454世帯、三世帯世帯が578世帯、単独世帯が1,070世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が増加傾向し、三世帯世帯が減少しています。

また、18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年では1,007世帯、一般世帯の23.0%で、減少が続いています。

＜世帯類型等の推移＞

	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	700	18.7%	870	21.7%	1,070	24.5%
核家族世帯	2,052	54.9%	2,232	55.6%	2,454	56.1%
三世帯世帯	760	20.3%	683	17.0%	578	13.2%
その他の世帯	229	6.1%	226	5.6%	274	6.3%
合計(一般世帯数)	3,741	100.0%	4,011	100.0%	4,376	100.0%

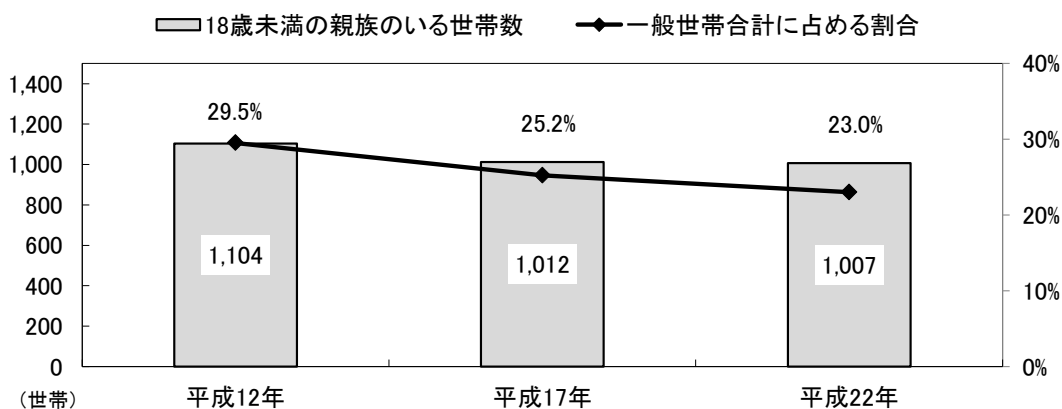
資料：国勢調査



＜18歳未満の親族のいる世帯数の推移＞

	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の親族のいる世帯数	1,104	1,012	1,007
一般世帯合計に占める割合	29.5%	25.2%	23.0%

資料：国勢調査



5 女性の就業状況

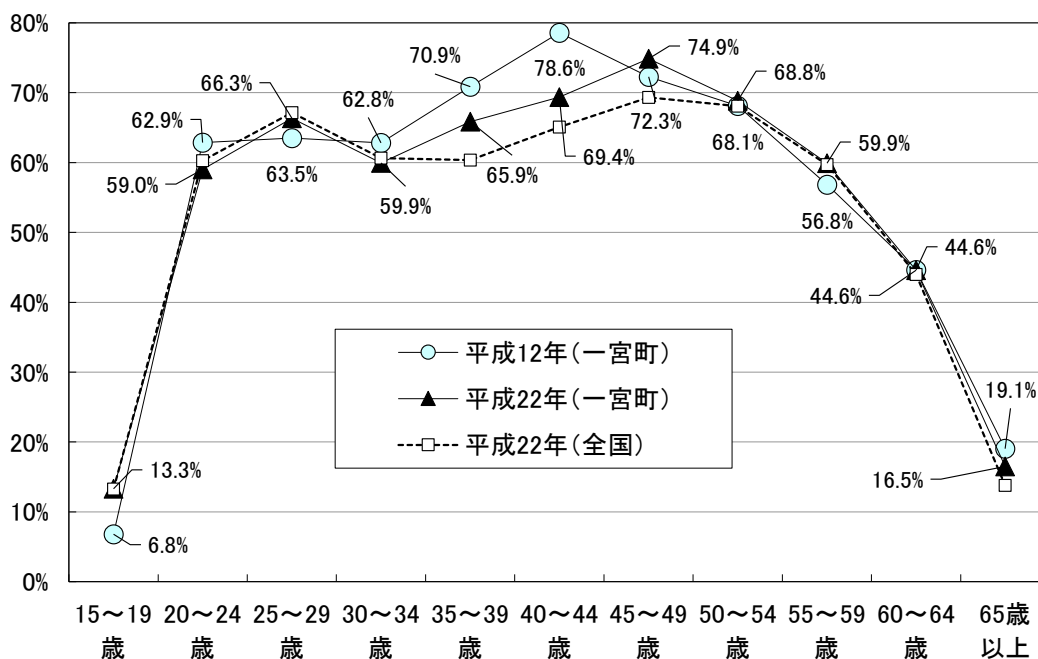
国勢調査によると、本町の年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成22年と平成12年を比較すると、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、ほぼ緩やかになり、出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

また、平成22年の就業率について本町と全国を比較すると、30歳代後半から40歳代にかけて本町が全国を上回っている状況です。

＜女性の就業者数の推移＞

年齢区分	平成12年			平成17年			平成22年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	24	353	6.8%	32	273	11.7%	33	248	13.3%
20～24歳	188	299	62.9%	149	248	60.1%	121	205	59.0%
25～29歳	228	359	63.5%	196	294	66.7%	189	285	66.3%
30～34歳	179	285	62.8%	231	376	61.4%	202	337	59.9%
35～39歳	219	309	70.9%	211	306	69.0%	274	416	65.9%
40～44歳	279	355	78.6%	245	324	75.6%	240	346	69.4%
45～49歳	300	415	72.3%	283	371	76.3%	262	350	74.9%
50～54歳	350	514	68.1%	293	425	68.9%	263	382	68.8%
55～59歳	229	403	56.8%	305	513	59.5%	257	429	59.9%
60～64歳	174	390	44.6%	174	432	40.3%	244	547	44.6%
65歳以上	306	1,605	19.1%	325	1,729	18.8%	312	1,890	16.5%
合計	2,476	5,287	46.8%	2,444	5,291	46.2%	2,397	5,435	44.1%

資料：国勢調査



6 配偶関係の状況

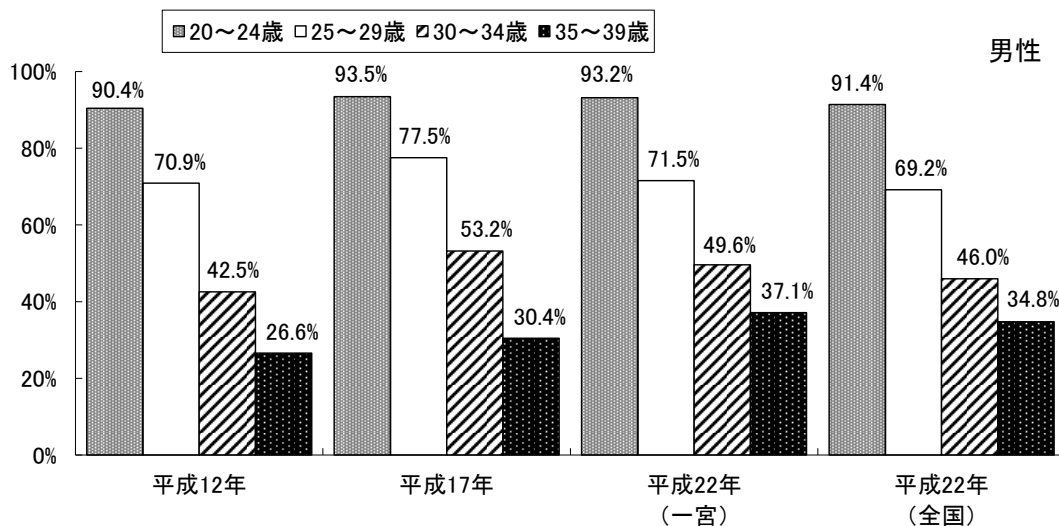
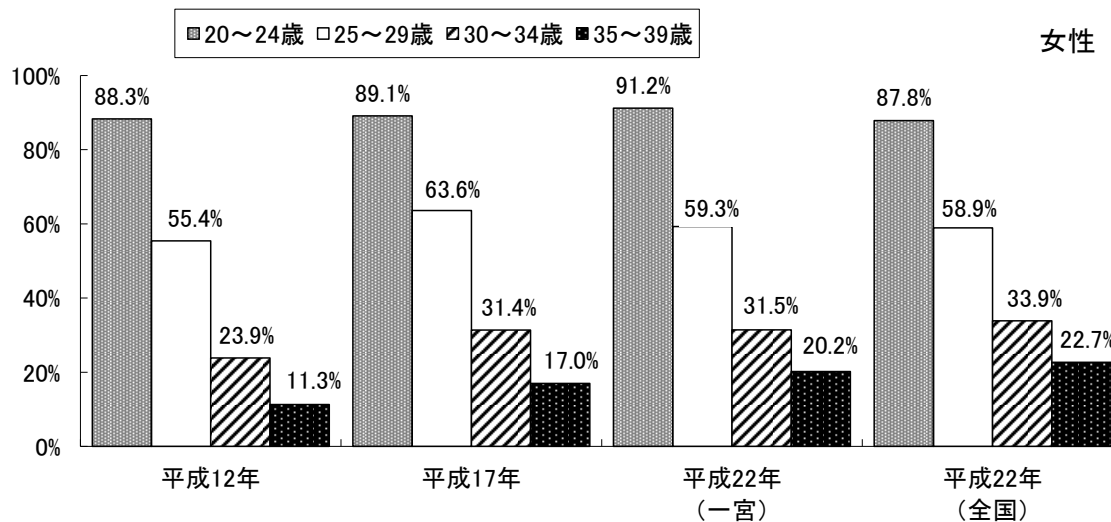
平成22年の20歳代、30歳代の本町の未婚率をみると、35～39歳の層でも、男性の37.1%、女性の20.2%が未婚となっています。この割合は、男女とも、平成12年より増加した未婚率であり、晩婚化・非婚化の傾向が見てとれます。

平成22年の全国値と比較すると、女性は30歳代が全国平均を下回っているのに対し、男性は20歳代、30歳代のすべての年齢層において全国平均を上回っています。

＜未婚者数の推移＞

性別	年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	264	88.3%	221	89.1%	187	91.2%
	25～29歳	199	55.4%	187	63.6%	169	59.3%
	30～34歳	68	23.9%	118	31.4%	106	31.5%
	35～39歳	35	11.3%	52	17.0%	84	20.2%
男性	20～24歳	274	90.4%	257	93.5%	232	93.2%
	25～29歳	256	70.9%	262	77.5%	191	71.5%
	30～34歳	131	42.5%	207	53.2%	183	49.6%
	35～39歳	75	26.6%	102	30.4%	170	37.1%

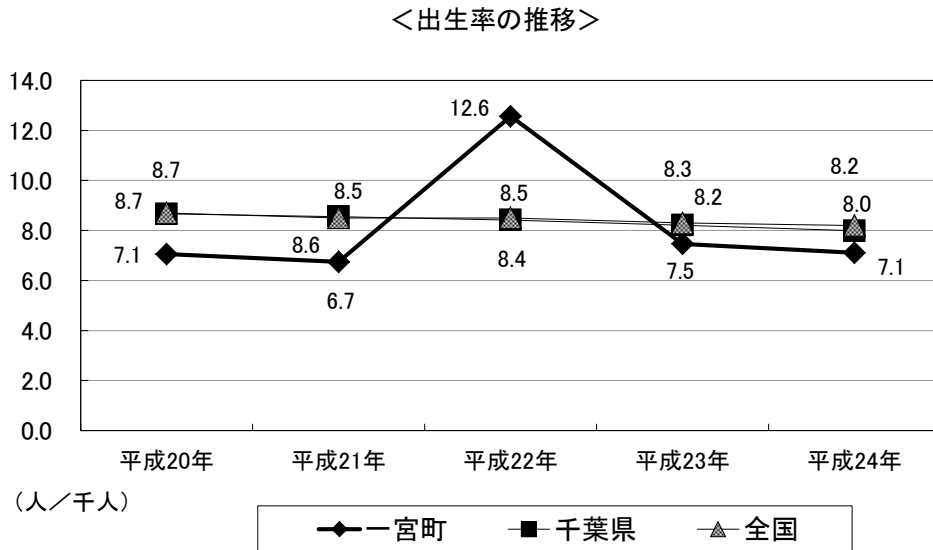
資料：国勢調査



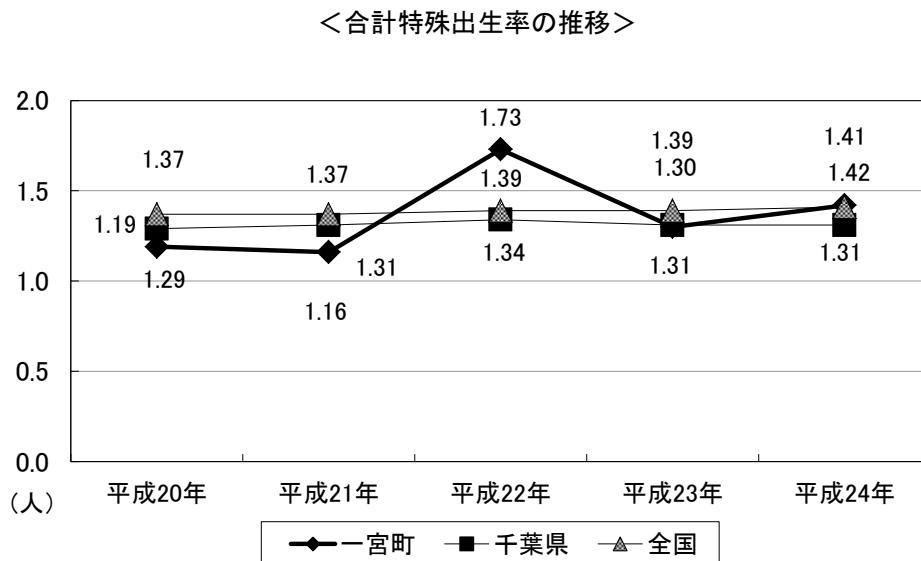
7 出生数の推移

本町の人口1,000人当たりに対する出生数は、平成24年は7.1となっています。平成20年以降の推移をみると、平成22年に12.6まで増加したものの、それ以外の年は7.0前後で横ばいとなっています。

合計特殊出生率については、1.73と突出した平成22年を除いて、平成20年から平成24年までの間、1.0～1.4前後で変動しています。また、全国や県の平均と比較すると、平成22年を除き、低い値となっています。



資料:千葉県保健所統計年報



資料:千葉県保健所統計年報

第2節 一宮町における子ども・子育て支援サービスの状況

1 保育所（園）の状況

本町には、認可保育所は、公立は3か所、私立は1園あります。年々入所を希望する児童が増えており、慢性的な定員超過となっています。

一宮保育所では7時から19時まで開所し、11時間以上の長時間保育を実施しています。東浪見保育所・原保育所の児童については保育所バスを利用し、一宮保育所まで送迎をしています。一時預かりについては、一宮保育所で、生後6か月から就学前の児童を対象に実施（1日当たり4人）しており、愛光保育園でも実施しています。

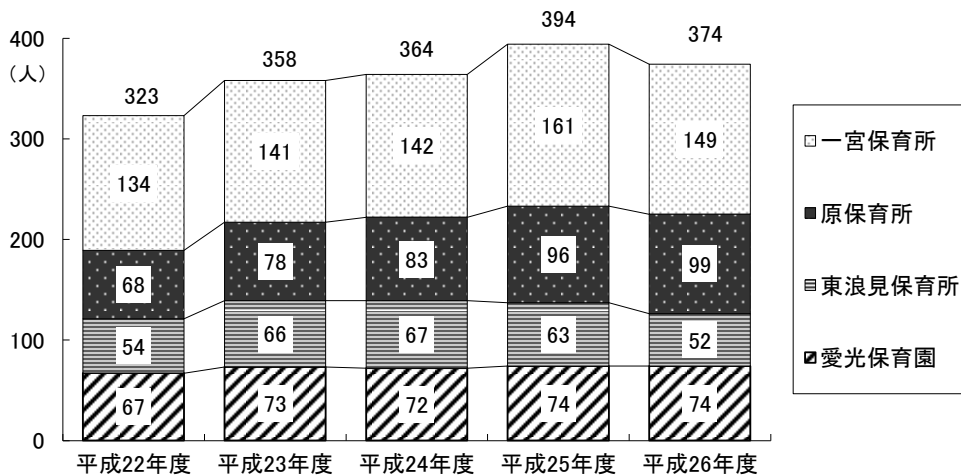
〔保育所の概要〕

	定員(人)	所在地	設置年月	保育時間	
公立	一宮保育所	120	田町17	昭和26年4月	7:00～19:00
	原保育所	60	一宮1201-4	昭和36年5月	7:30～19:00※
	東浪見保育所	60	東浪見2556-2	昭和30年6月	7:30～19:00※
私立	愛光保育園	60	宮原69	昭和28年4月	7:30～18:00 (平成27年度から7:15～18:15の予定)

※原・東浪見保育所児童の時間外保育は16:45～一宮保育所で実施。

〔入所者数の推移〕※各4月1日現在の人数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
公立	一宮保育所	134	141	142	161	149
	原保育所	68	78	83	96	99
	東浪見保育所	54	66	67	63	52
私立	愛光保育園	67	73	72	74	74



〔時間外保育利用者数の推移〕※利用登録者数

平成23年度	平成24年度	平成25年度
35	36	47

〔一時預かり利用者数の推移〕※年間延べ人数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
361	151	121	54

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児を中心とした親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所
で実施する事業です。愛光保育園で実施しており、利用家庭数は年々増加し
ています。

〔利用家庭数の推移〕※年間延べ人数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,051	1,129	1,154	1,347

3 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、14 回分の健診費用の助成を実施しています。

〔利用件数の推移〕※年間延べ件数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,246	1,086	1,032	991

4 新生児訪問事業

出産後（生後 28 日まで）の新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関す
る相談、体重測定、健康チェックなどを行っています。

〔訪問数の推移〕※年間延べ訪問数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
188	130	165	196

5 病児保育事業

子どもが急な病気となった場合、病院に付設された専用スペースにおい
て看護師・保育士が一時的に保育する事業を白子町の酒井医院と委託契約
して実施しており、平成 25 年度の利用件数は、事業開始当初の約 2 倍と
なっています。

〔利用件数の推移〕※年間延べ件数

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
51	121	128

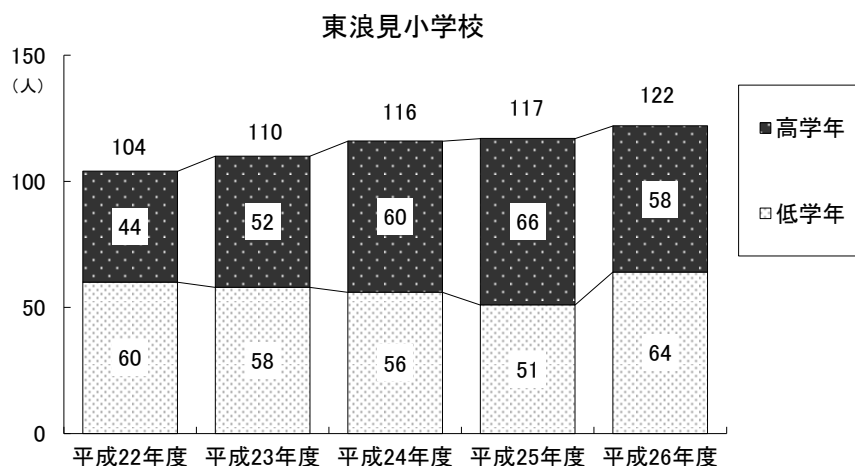
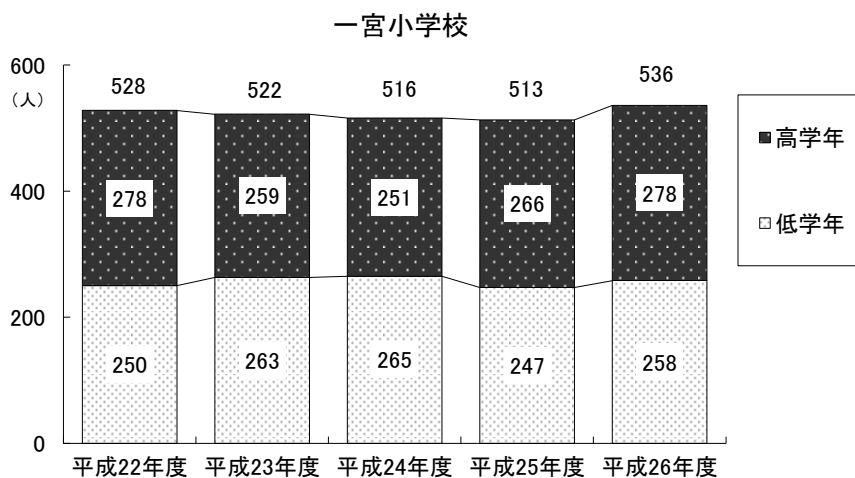
6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後・土曜日・長期休業日に、適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

町内には小学校が2校あります。児童数については、一宮小学校は500～540人、東浪見小学校は100～130人の間で推移しています。

〔児童数の推移〕※5月1日現在の人数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一宮小学校	低学年	250	263	265	247	258
	高学年	278	259	251	266	278
	合計	528	522	516	513	536
東浪見小学校	低学年	60	58	56	51	64
	高学年	44	52	60	66	58
	合計	104	110	116	117	122
合計	低学年	310	321	321	298	322
	高学年	322	311	311	332	336
	合計	632	632	632	630	658



放課後児童クラブは、町内3か所で実施しています。平成26年4月現在の利用登録者数は78人で、平成22年と比較すると、約2倍となっています。また、小学校ごとの利用率をみると、平成26年度では、一宮小学校の約1割、東浪見小学校の約2割の児童が利用している状況です。

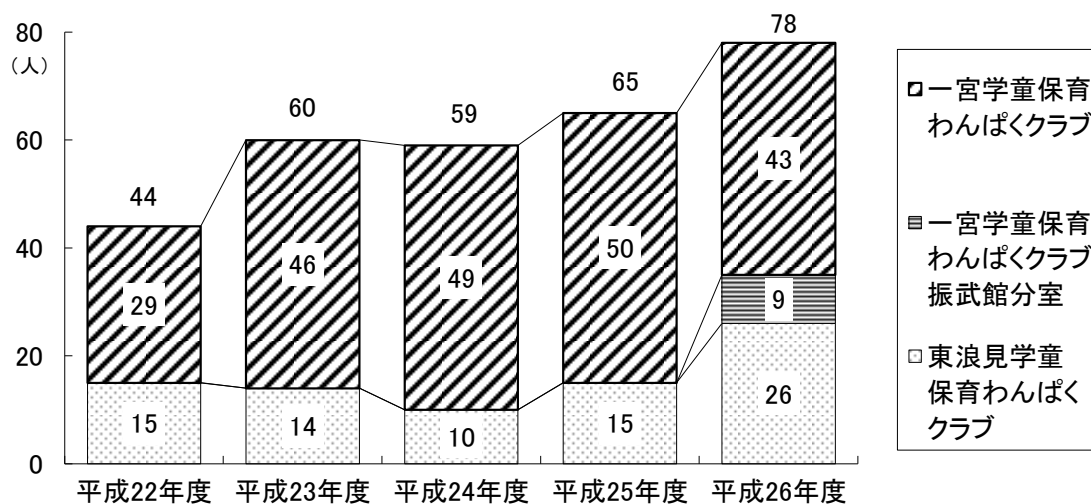
名称	定員(人)	所在地	設置年月	保育時間
一宮学童保育わんぱくクラブ	50	市街地集会所 一宮小学校特別教室	平成17.4～ 22.3 平成22.4	月～金曜日 放課後～18:30
一宮学童保育わんぱくクラブ 振武館分室	20	振武館和室	平成26.4	土曜日、長期休業日 7:30～18:30 (日曜日・祝日・12/29～1/3を除く)
東浪見学童保育 わんぱくクラブ	40	東浪見小学校 特別教室	平成21.4	

※土曜日は、東浪見学童保育わんぱくクラブで実施。

〔利用者数の推移〕※4月1日現在の人数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一宮学童保育わんぱくクラブ	29	46	49	50	43
一宮学童保育わんぱくクラブ 振武館分室	—	—	—	—	9
東浪見学童保育わんぱくクラブ	15	14	10	15	26

※長期休業日のみの利用者は含まない。



〔利用率の推移〕※放課後児童クラブ利用者数÷在籍児童数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一宮小学校	5.5%	8.8%	9.5%	9.7%	9.7%
東浪見小学校	14.4%	12.7%	8.6%	12.8%	21.3%
町全体	7.0%	9.5%	9.3%	10.3%	11.9%

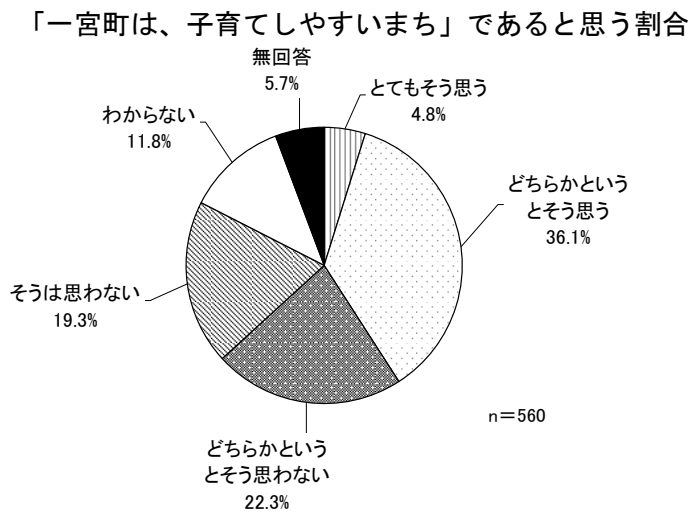
7 その他のサービス

高校3年生までの子どもを対象とした医療費の助成や、2歳未満の乳幼児を養育する家庭に、おむつ用として長生郡市広域市町村圏組合指定ごみ袋を配布するなど、経済的支援の充実に努めています。

第3節 ニーズ調査からみた一宮町の子育て環境について

1 子育てしやすいまちづくりについて

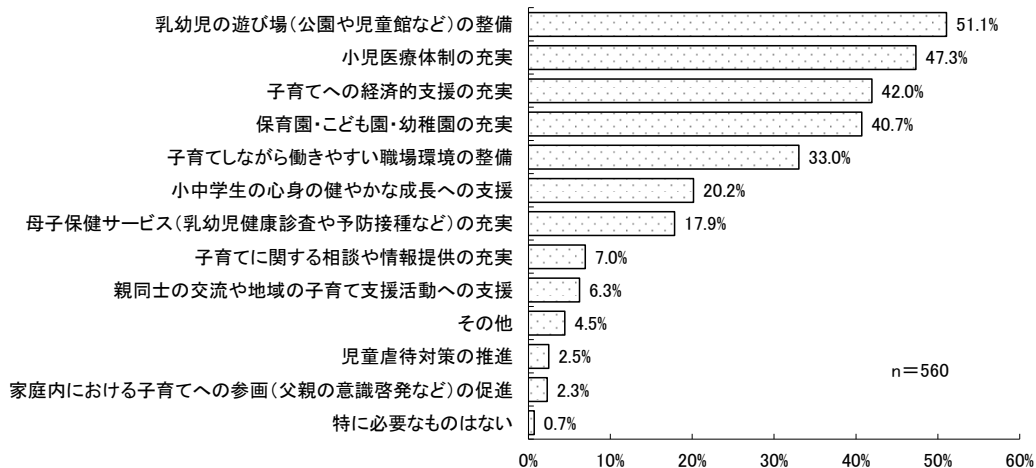
一宮町が子育てしやすい環境であると感じているかについては、『思う』（「とても思う」+「どちらかというと思う」）割合が40.9%、『そう思わない』（「どちらかというと思わない」+「そうは思わない」）割合が41.6%となっています。



資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成25年12月）

子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うことについては、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」（51.1%）が最も多く、次いで「小児医療体制の充実」（47.3%）、「子育てへの経済的支援の充実」（42.0%）と続きます。

子育てしやすいまちづくりのために、最も重要だと思うこと（複数回答）

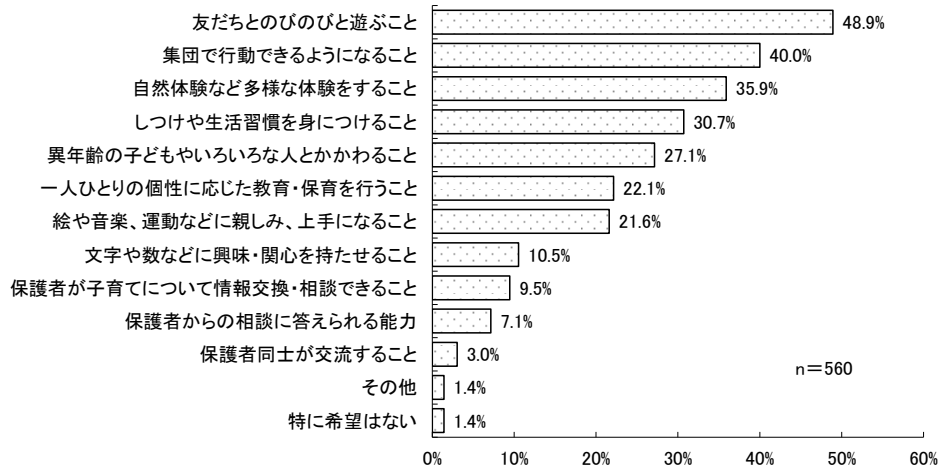


資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成25年12月）

2 教育・保育に求めること

保育所等に望むことについては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」(48.9%)が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」(40.0%)、「自然体験など多様な体験をすること」(35.9%)と続きます。

幼稚園・保育所に望むこと（複数回答）



資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査(平成25年12月)

第4章 分野別施策の展開

「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で推進してきた各施策については、基本目標を以下の5つに再編成して、引き続き推進に努めていきます。

1 地域における子育ての支援

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、すべての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

2 親子の健康の確保及び増進

妊娠期から幼児期まで、母親と子どもの健やかな育ちのために、検診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。

3 子どものための教育環境の充実

子どもの心身健やかな成長のために、保育所、小学校が連携して、様々な体験学習などを取り入れながら、「生きる力」の育成に努めます。

4 安全で安心な子育て環境の整備

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。子育てしやすいまちづくりのため、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には、危険が潜んでいます。子どもが安全に過ごせるよう、意識の啓発と環境の整備に努めます。

5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

ひとり親家庭や、障害児を持つ家庭など、きめ細かな支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じた支援に努めていきます。また、児童虐待など、家庭の抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②教育・保育サービスの充実
- ③児童の健全育成
- ④経済的支援の充実

親子の健康の確保及び増進

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

子どものための教育環境の充実

- ①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ②家庭や地域の教育力の向上

安全で安心な子育て環境の整備

- ①良好な住宅・居住環境の確保と豊かなまちづくりの推進
- ②子どもの安全の確保

家庭に対するきめ細かな支援の充実

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実

第1節 地域における子育ての支援

近年、核家族化や共働き世帯の増加により、子どもを安心して預けることのできる預け先、子育てに関する相談の場、子ども・親同士の交流の場など、保護者の多様なニーズが高まっています。

ニーズ調査結果からは、回答のあった母親の7割、父親の9割（産休・育休・介護休業中を含む）が就業しており、本町においてもほとんどの子育て世帯が共働き世帯と考えられます。

共働き世帯をはじめ、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

1 地域における子育て支援サービスの充実

本町では、「一宮町保育所整備基本計画」による保育所の整備に伴い、認定こども園の開園を予定しています。既存のサービスの質の維持・向上に努めるとともに、地域子育て支援拠点事業等のサービスの拡充や、地域の力を生かした子育て支援の充実に努めていきます。

事業番号	事業名	病児保育事業	担当課	福祉健康課
1	事業内容	平成23年4月1日から白子町にある酒井医院に事業を委託しています。今後も継続します。		

事業番号	事業名	一時預かり事業	担当課	保育所 福祉健康課
2	事業内容	平成28年度（東浪見保育所）、平成29年度（一宮保育所）に開園の認定こども園での実施を進めるとともに、原保育所でも実施に向けて施設を整備し、町内保育所のすべてでサービスの提供ができるように努めます。		

事業番号	事業名	地域子育て支援拠点事業	担当課	福祉健康課
3	事業内容	平成28年度（東浪見保育所）、平成29年度（一宮保育所）の認定こども園への移行に伴い、こども園に子育て支援センターを併設し、愛光保育園を含め3か所で実施をしていきます。また、原保育所においても地域の親子が集うことのできる専用の部屋を整備し、事業の展開を図ります。		

事業 番号	事業名	保育所子育て支援事業	担当課	保育所 福祉健康課
4	事業 内容	保育所において、未就園児とその保護者を対象に、園庭開放、育児相談、在宅児と園児の交流、子育て講演会等を実施しています。今後も保育所子育て支援の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	放課後児童健全育成事業	担当課	教育課
5	事業 内容	一宮小学校に2か所、東浪見小学校に1か所、合計3か所の学童保育わんぱくクラブを設置しています。今後は、対象児童を小学校3学年から6学年に拡大し、保育環境整備に努めます。		

事業 番号	事業名	地域の力を生かした子育て支援	担当課	福祉健康課
6	事業 内容	子育て当事者同士が、信頼関係を築き、預かり合いを行う事業を展開しており、町では保育士や保健師を講師として派遣しています。今後も住民の自主的な活動に対し協力・支援を行っていきます。		

事業 番号	事業名	子育て支援員（仮称）導入の検討	担当課	福祉健康課 教育課
7	事業 内容	育児経験が豊かな専業主婦等が、子育て支援に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する制度です。国や県の検討状況を踏まえ、導入を検討します。		

2 教育・保育サービスの充実

本町では、「一宮町保育所整備基本計画」による保育所の整備に伴い、認定こども園の開園を予定しています。開園に伴い、現状のサービスの維持・向上に努めていきます。

事業 番号	事業名	教育・保育事業	担当課	福祉健康課
8	事業 内容	愛光保育園は、平成27年度から従来より20人増の80人を定員とします。さらに、平成31年度までに町内全体で390人（こども園短時間児30人、保育所・こども園長時間児360人）の利用定員で実施できるように施設の整備を行います。		

事業番号	事業名	延長保育事業	担当課	福祉健康課
9	事業内容	<p>一宮保育所で平日の7時から8時、16時45分から19時までの延長保育を実施し、平成26年度からは土曜日についても7時30分から8時、16時45分から18時まで延長保育を実施しています。平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、制度を改正しながらサービスの拡充を図ります。なお、平成28年度（東浪見保育所）、平成29年度（一宮保育所）に開園する認定こども園及び原保育所でも同様のサービスの充実に努めます。</p>		

事業番号	事業名	障害児保育事業	担当課	福祉健康課
10	事業内容	<p>保護者の労働等により家庭での保育ができない障害児で、日々の通所と、集団保育が可能な児童について、専属職員の配置を行い、個々に応じた配慮をする体制を整えるなど保育の充実に努めています。平成28年度（東浪見保育所）、平成29年度（一宮保育所）に開園する認定こども園及び原保育所でも同様のサービスができるよう努めていきます。</p>		

事業番号	事業名	乳児保育の促進	担当課	福祉健康課
11	事業内容	<p>愛光保育園は生後57日目から、一宮・原保育所は生後6か月から、東浪見保育所は1歳からの受入れを実施しています。原保育所、愛光保育園及び今後開園する認定こども園でも乳児保育を実施し、働きながら安心して子育てができる環境整備に努めます。</p>		

事業番号	事業名	保育所送迎バス	担当課	福祉健康課
12	事業内容	<p>「一宮町シルバー人材センター」に委託し、公立保育所で実施しています。今後も事業を継続し、開園する認定こども園でも実施できるように依頼をします。</p>		

3 児童の健全育成

地域における子どもの数の減少によって、子ども同士の交流の機会が減少していることが懸念されます。子どもは、子ども同士の触れ合いの中で、自主性や社会性を育てていきます。子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりに努めていきます。

事業番号	事業名	児童生徒のための休日の居場所づくり	担当課	教育課
13	事業内容	子ども会育成会、スポーツ推進委員、青少年相談員等と協力して、中央公民館等で小学生を対象に、スポーツ体験や自然体験等を実施しています。また、ボランティア団体と協力し、様々な体験活動ができる「チャレンジクラブ」を月2回実施しています。今後も休日の活動の充実に努めます。このほか、平成27年度には地域人材等の活用による「サタデースクール」を開校し、「自主的な休日の有効利用」の促進を図ります。		

事業番号	事業名	児童遊園	担当課	福祉健康課
14	事業内容	身近にある幼児の安全な遊び場として、欠くことのできない公共空間として、適切に維持管理します。今後も整備と安全管理に努めます。		

事業番号	事業名	スクールカウンセラー配置事業	担当課	教育課
15	事業内容	悩みを抱えている子どもやその親のケアに対応するべく、気軽に相談できる体制を構築するため、学級担任との情報共有を図り、かかわりの方向性を1つにする取組等の実施ができるよう努めます。そのため、町内小中学校全校にスクールカウンセラーを配置できるよう要望等を行っていきます。		

事業番号	事業名	公民館活動の推進	担当課	教育課
16	事業内容	サークル及び子育て支援団体等が、利用しやすい環境整備を図っています。今後も公民館の活動の推進に努めます。		

事業番号	事業名	担当課	教育課
17	図書室活動の推進		
	事業内容	公民館の1階に「まちの図書室」があり、平成27年2月1日現在の蔵書数は11,230冊です。今後も活動の推進に努めます。	

事業番号	事業名	担当課	教育課
18	子ども読書活動の推進		
	事業内容	読み聞かせボランティアの活動の支援や、新刊図書の情報提供等を実施しており、今後も子ども読書活動の推進に努めます。また、「ブックスタート事業」として、町の「乳児相談」時にボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、絵本を配布することによって、母親等が絵本を通して子どもとかかわる機会の提供に努めます。	

4 経済的支援の充実

子育てには、教育費、医療費をはじめとして、多くの費用が掛かることから、その経済的負担のために、子どもを持つことを断念せざる得ない家庭は少なくないと考えられます。また、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境にかかわらず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

事業番号	事業名	担当課	福祉健康課
19	保育料の減免		
	事業内容	母子・父子家庭、在宅障害者、要保護者等の保育料を減免します。また、兄弟同時入所では、年齢の高い順に1人目は保育料を全額、2人目は半額、3人目以降は無料とします。	

事業番号	事業名	担当課	福祉健康課
20	児童手当の支給		
	事業内容	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している方に支給します。	

事業 番号	事業名	子ども医療費助成	担当課	福祉健康課
21	事業 内容	高校3年生までの子どもの入通院、調剤にかかる医療費の助成を行います。		

事業 番号	事業名	就学援助制度	担当課	教育課
22	事業 内容	経済的負担の軽減のため、支援が必要な子育て家庭に対し、要保護・準要保護児童生徒就学援助費や特別支援教育就学奨励費などの補助を行います。		

事業 番号	事業名	おむつ用ごみ袋配付事業	担当課	福祉健康課
23	事業 内容	2歳未満の乳幼児を養育する世帯に、おむつ用として長生郡市広域市町村圏組合指定ごみ袋を配布します。		

第2節 親子の健康の確保及び増進

子どもの健やかな育ちのためには、親子の心身の健康状態の確保や、自らの健康に対する意識の啓発が重要です。妊産婦や乳幼児に対する健診や相談支援の充実、子どもへの食育や性の知識の普及、思春期対策、小児医療の充実等の推進に努めます。

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。また、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

事業番号	事業名	母子健康手帳等の交付	担当課	福祉健康課
24	事業内容	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。交付に際しては、「マタニティ教室」のお知らせ配布、新生児訪問の説明を行い、その他の母子保健事業も一覧表を作り配布することでPRしていきます。		

事業番号	事業名	妊婦健康診査の充実	担当課	福祉健康課
25	事業内容	母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の受診票（14回分）の活用について説明し、診査の充実に努めます。		

事業番号	事業名	母親父親教室の開催	担当課	福祉健康課
26	事業内容	「マタニティ教室」を年3コース、1コース3日で行っています。妊婦の仲間づくりに努め、また家族も参加できることを案内しています。実習3回目は沐浴実習、調理実習、先輩ママから赤ちゃんのいる生活について体験談を聞くなど、産後の生活がイメージしやすいように工夫をしています。今後も内容の充実に努めます。		

事業番号	事業名	新生児・妊産婦訪問指導	担当課	福祉健康課
27	事業内容	新生児を中心に全数訪問を目指し実施しています。今後も内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	乳幼児訪問指導の実施	担当課	福祉健康課
28	事業 内容	育児不安がある親や、各種健診・相談後に継続個別事後指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問・電話相談等を実施し、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。		

事業 番号	事業名	乳幼児健康診査の実施	担当課	福祉健康課
29	事業 内容	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、7～8か月児、9～11か月児（医療機関に委託）、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行います。今後も内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	乳幼児健康相談の実施	担当課	福祉健康課
30	事業 内容	4・7・12か月児を対象に、毎月乳児相談を実施します。今後も内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	乳幼児の育成指導事業の実施	担当課	福祉健康課
31	事業 内容	医療機関への受診勧奨及び「育児相談」、「親子ふれあい教室」を実施し、乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	歯科健康診査等の実施	担当課	福祉健康課
32	事業 内容	1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診で歯科健診及びフッ素塗布を実施し、内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	子育て教室の開催	担当課	福祉健康課
33	事業 内容	0歳児・1歳児を対象（上の兄弟は参加可）に「親子ふれあい教室」を開催し、内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	予防接種の実施	担当課	福祉健康課
34	事業 内容	日本脳炎、BCGは集団接種（保健センター）で実施します。ヒブ、小児用肺炎球菌、3種混合、不活化ポリオ、4種混合、麻しん風しん混合、水痘、2種混合、子宮頸がんワクチンは、個別接種（契約医療機関）で実施し、国の方針に基づき内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	母子保健事業の情報提供	担当課	福祉健康課
35	事業 内容	母子保健事業の年間計画を掲載した「乳幼児保健事業一覧」を作成し、訪問時や乳児健診時、その他随時対象者に配布します。今後も内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	4歳児視力検査	担当課	福祉健康課
36	事業 内容	弱視等の視力障害を早期に発見し、早期の治療につなげるため、4歳児を対象にランドルト環を用いた視力検査を町内保育所で年1回実施しています。今後も検査の充実に努めます。 *ランドルト環…視力検査で一般的に使われるCの形をしたマークの名称。		

2 食育の推進

食は生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しており、乳幼児期から、発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ね、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を営む力を培うことが重要です。離乳食指導、保育所・学校給食を通じて、子どもたちに食の大切さなどを伝えていきます。

事業 番号	事業名	離乳食指導	担当課	福祉健康課
37	事業 内容	乳児相談時、また随時、離乳食の進め方について個別に指導しています。今後も内容の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	保育所給食の推進	担当課	保育所 福祉健康課
38	事業 内容	給食献立及び給食時を楽しくすること等子どもの発達に合わせた食育を実施しながら、保育所給食の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	学校給食の推進	担当課	教育課
39	事業 内容	児童生徒の発育や健康を司る学校給食については、自校方式の特色を生かしながら、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進していきます。		

事業 番号	事業名	食生活改善推進員の活動	担当課	福祉健康課
40	事業 内容	「マタニティ料理教室」、「おやつ教室」、小学生を対象とした「ファミリー料理教室」等を実施しており、今後も活動の充実に努めます。		

3 思春期保健対策の充実

近年、思春期の子どもたちの人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用などの問題行動や、心身症、不登校、引きこもり等の心の問題が深刻化しています。思春期の子どもに対する情報提供や相談体制の充実に努めます。

事業 番号	事業名	心の健康に関する情報提供・知識の普及	担当課	福祉健康課
41	事業 内容	精神疾患の増加に伴い、心の健康が健康課題の重点として認識される中、心の健康づくりについて有益な情報提供や正しい理解の周知に努めます。		

事業 番号	事業名	保護者への情報提供	担当課	教育課
42	事業 内容	思春期の子どもへのかかわり方について、関係機関と連携して保護者に対し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、思春期教室の開催に取り組みます。また、児童生徒の保健教育とともに、保護者への情報提供に努めていきます。		

事業 番号	事業名	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	担当課	福祉健康課
43	事業 内容	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携し、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。		

事業 番号	事業名	未成年者の健康影響についての教育推進	担当課	教育課
44	事業 内容	未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害について、様々な機会を通じて保健指導に取り組んでいきます。		

4 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の基盤となるため、その充実・確保に取り組むことが必要です。健やかに子どもを育てることができるよう、地域医療体制の確保に取り組んでいきます。

事業番号	事業名	地域医療体制の整備	担当課	福祉健康課
45	事業内容	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備に努めます。		

事業番号	事業名	休日・夜間医療体制の整備	担当課	福祉健康課
46	事業内容	休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係各機関とのさらなる連携に努めます。また、#8000 番については、引き続き広報に掲載して、普及に努めます。 * #8000 番…休日・夜間の急な子どもの病気について、全国同一の短縮番号 #8000 をプッシュすることにより、住んでいる都道府県の相談窓口に自動転送され、小児科医師・看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられるもの。		

事業番号	事業名	第二次救急医療体制の整備	担当課	福祉健康課
47	事業内容	第二次救急医療体制の整備を図るため、特に小児救急との連携整備に努めます。		

第3節 子どものための教育環境の充実

本町では、教育施策として、「教育立県ちば」プラン及び本町の「まちづくりの将来像」に基づいて学校・家庭・地域社会が連携を深め、「時代のニーズに即応し、社会の変化に主体的に対応できる個性豊かな人間の育成」を目指しています。

児童生徒の教育環境の整備の充実に加え、住民の学びが生きる地域づくりを通して、重層的で緊密な協働関係の構築に努めていきます。

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育てていくことが示されています。子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めます。

事業番号	事業名	学校基礎学力向上の推進	担当課	教育課
48	事業内容	児童生徒の学力向上は「教師の授業力向上」（＝わかるまで、できるまで、伝わるまで導くこと）が欠かせないという視点に立って、児童生徒の発達段階及び実態分析を踏まえた学習指導を展開していきます。		

事業番号	事業名	総合的な学習充実支援事業	担当課	教育課
49	事業内容	地域の特色や文化・伝統に関する内容を積極的に学習活動に組み入れるとともに、地域の教育力を活用し、体験的な学習活動となるよう充実を図ります。		

事業番号	事業名	まちづくりへの参加、郷土愛の育成	担当課	教育課
50	事業内容	「中学生議会」や「小学生と町長が町づくりを語る会」を実施しています。今後も、議会や行政のしくみ等について学び、意見や要望を発表する機会を設けることで、町政を身近に感じるとともに郷土への関心を高め、まちづくりに進んで参加しようとする意欲を高められるよう取り組みます。		

事業番号	事業名	国際理解教育の推進	担当課	教育課
51	事業内容	小中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、英語教育の充実を図っています。また、中学生の海外派遣を実施しており、その国の歴史や文化を学び自然や伝統を体験することで国際的な視野を育むとともに、交流研修の経験を地域に還元することにより人材の育成を図っています。今後も国際理解教育の充実に努めます。		

事業番号	事業名	情報教育の充実	担当課	教育課
52	事業内容	県立一宮商業高校の生徒の出前交流による「コンピュータ基礎学習」を実施しています。また、平成25・26年度は町立小中学校の情報教育促進のために情報教育支援員を配置しました。今後も子どもたちのICT教育に取り組んでいきます。		

事業番号	事業名	福祉教育の推進	担当課	教育課
53	事業内容	保育所の子どもたちとのふれあいや、お年寄りたちとの語りの中で児童生徒たちは優しい気持ちになり、多くのことを学ぶことができます。今後も継続して福祉教育を推進していきます。		

事業番号	事業名	子ども読書活動の推進	担当課	教育課
54	事業内容	支援員のきめ細かな図書啓発や環境整備等の取組により、児童生徒の読書活動の推進と利用促進を図っていきます。		

事業番号	事業名	道徳教育の充実	担当課	教育課
55	事業内容	発達段階や児童の実態に応じた指導の重点を明確にし、道徳の時間を要しながら教育活動全体を通じて取り組みます。また、体験活動の推進や学校・家庭・地域の連携を図り、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養っていきます。		

事業番号	事業名	学校教育における男女共同参画の推進	担当課	教育課
56	事業内容	男女の協力の在り方について、時流に適した方向で適宜見直しを図り、学校教育のあらゆる場面で、性別に捉われず、一人一人の個性や能力を尊重した教育活動の推進に努めます。		

事業番号	事業名	多様な体験活動の推進	担当課	教育課
57	事業内容	専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れ、児童生徒により実感のこもった体験活動の場を設定していきます。		

事業番号	事業名	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	担当課	教育課
58	事業内容	生徒指導連絡協議会を核として、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみで、生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止の取組に努めます。また、平成26年9月に制定した「一宮町いじめ防止対策推進条例」で、基本理念・役割・基本事項等を明確化し、いじめ防止に取り組んでいきます。		

事業番号	事業名	運動部活動の支援	担当課	教育課
59	事業内容	外部人材の支援や地域との連携を強めるとともに、運動部活動の充実を図ります。		

事業番号	事業名	小児生活習慣病の予防	担当課	教育課 福祉健康課
60	事業内容	児童生徒及び教職員の精神的・身体的健康の保持増進を図るとともに、健全な学校生活を過ごすための知識を身につけさせる教育活動を推進していきます。		

事業番号	事業名	口腔の健康管理	担当課	教育課 福祉健康課
61	事業内容	小中学校の児童生徒を対象に、歯科衛生士による集団指導を実施しています。また、保育所において年2回の歯科検診・保育士による毎日の歯磨き指導を実施する等、今後も口腔の健康管理に努めます。		

事業番号	事業名	学校運営の充実	担当課	教育課
62	事業内容	学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、今後さらに学校運営の改善と効率化に努めていきます。		

事業番号	事業名	学校支援ボランティアの活用	担当課	教育課
63	事業内容	保護者、地域人材、各種団体等の教育力を生かした学校支援ボランティアの有効活用に取り組んでいきます。		

事業 番号	事業名	少子化に伴う施設の有効活用	担当課	教育課
64	事業 内容	余裕教室が生じた場合、関係機関と連携・検討し、学校施設の有効活用に努めます。		
事業 番号	事業名	学校評議員制度の活用	担当課	教育課
65	事業 内容	学校評議員制度を活用し、地域及び家庭と学校との連携・協力により一層努めます。		
事業 番号	事業名	学校施設の整備	担当課	教育課
66	事業 内容	学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たします。安全で安心できる教育環境を整えていきます。		
事業 番号	事業名	教職員の研修の充実	担当課	教育課
67	事業 内容	教職員研究協議会を通し、時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと計画的・組織的・継続的な研修活動を推進していきます。		
事業 番号	事業名	安全管理の推進	担当課	教育課
68	事業 内容	児童生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を推進します。		
事業 番号	事業名	教職員の資質の向上	担当課	教育課
69	事業 内容	教職員資質向上のための研修補助を実施しています。今後も教職員の資質の向上に努めます。		
事業 番号	事業名	教材・教具の整備及び施設の整備維持管理	担当課	教育課
70	事業 内容	身近な環境に自らかかわって生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から、教具や身近な用具、遊具の整備に努めます。また、幼児教育の質的な変化や新たな施策に対応するため、適切な施設の整備、維持管理に努めます。		

2 家庭や地域の教育力の向上

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しており、こうした問題の背景として、少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。

家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課	教育課
71	子育て学習講座事業の推進	小学校・保育所の保護者を対象に講演を実施しています。今後も子育て学習講座事業の推進に努めます。		

事業番号	事業名	事業内容	担当課	教育課
72	家庭教育学級の開催	P T Aと協力し講師を招き、子育てに関する学習講座を実施しています。今後も家庭教育学級の充実に努めます。		

事業番号	事業名	事業内容	担当課	教育課
73	学校施設の開放	グラウンド及び体育施設の開放（小中学校）を実施しています。今後も学校施設の開放の促進に努めます。		

事業番号	事業名	事業内容	担当課	教育課
74	スポーツ大会等の開催	子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを楽しみ、生活の中に取り入れられるよう、各種大会やスポーツ教室等の充実に努めています。今後も青少年相談員、スポーツ推進委員等が中心となり、各種スポーツ大会等の充実に努めます。		

事業番号	事業名	事業内容	担当課	教育課
75	ジュニアリーダーの育成	リーダーを志す者に対する講習会、初級取得を目指して活動しています。今後もジュニアリーダーの育成に努めます。		

事業番号	事業名	事業内容	担当課	教育課
76	小中学校 P T A 連合会・連絡協議会の開催	地域、家庭、学校が一体となった教育の展開方法を学び、より良い地域社会の創造を目指す機会として、小中学校の P T A 連合会・連絡協議会の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	体育協会活動の充実	担当課	教育課
77	事業 内容	住民の体力づくりと健康の維持増進を図り、スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、体育協会活動の充実に努めます。千葉県及び関係団体との連携を密にして、今後も体育協会活動の充実に努めます。		
事業 番号	事業名	地域の力を生かした子育て支援のネットワークづくり	担当課	福祉健康課 教育課
78	事業 内容	地域のボランティア団体や、サークル等の連携を密にして、地域全体で子どもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに努めます。また、そのために住民への情報提供等を充実させ、意識の啓発に努めていきます。		
事業 番号	事業名	多世代交流の機会の検討	担当課	福祉健康課
79	事業 内容	地域の高齢者と、子ども、そして子育て世代が交流できる多世代交流の機会の提供を検討していきます。		
事業 番号	事業名	地域活動への支援	担当課	教育課
80	事業 内容	生涯学習相談、公民館活動の支援を実施しています。今後も地域活動への支援の充実に努めます。		
事業 番号	事業名	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	担当課	教育課
81	事業 内容	社会からの要請に応え得る、権利と義務についての正しい認識と健全な人権意識を持った児童生徒の育成を図るとともに、学校・家庭・地域が子どもの人権を守ることのできる環境を保持できるよう意識の啓発に努めます。		

第4節 安全で安心な子育て環境の整備

質の良い住宅や、住みやすいまちは、子どもと子育て家庭の日常生活の基盤となります。また、交通事故、犯罪、自然災害などの危険から、子どもを守る体制の整備も重要です。

子どもと子育て家庭が、安心して暮らせるまちづくりに努めていきます。

1 良好な住宅・居住環境の確保と豊かなまちづくりの推進

公営住宅については、修繕に努めるとともに、空き家募集時にひとり親世帯などが、優先して入居できるように努めていきます。また、道路交通の整備に努めるとともに、子育て世帯が安心して外出できるように、公共施設等のトイレ等の整備にも努めます。

事業番号	事業名	公営住宅の整備	担当課	事業課
82	事業内容	一宮町営住宅基本計画に基づき公営住宅の修繕に努めます。		

事業番号	事業名	優先入居制度の活用	担当課	事業課
83	事業内容	一宮町営住宅基本計画に基づき居住環境の整備に努めます。公営住宅の空き家募集において、ひとり親世帯、身体障害者世帯、及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。		

事業番号	事業名	都市計画道路の整備	担当課	事業課
84	事業内容	千葉県と協議、要望等を行い、都市計画道路の整備に努めるとともに、都市計画の見直しを検討します。		

事業番号	事業名	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当課	総務課 教育課
85	事業内容	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世代が安心して利用できるトイレ等の整備に努めます。		

2 子どもの安全の確保

子どもを交通事故、犯罪、自然災害などの被害から守るため、関係団体と連携し、様々な危険に対する備えと対応に努めていきます。

事業 番号	事業名	パトロール活動の推進	担当課	教育課
86	事業 内容	学校支援ボランティア、防犯指導員、教師、PTAに加え、町独自の「桃太郎おたすけ隊」も設置されています。これらの地域機関と協議しながら、今後もパトロール活動の推進に努めます。		
事業 番号	事業名	「子ども 110 番」等防犯ボランティア活動の支援	担当課	教育課
87	事業 内容	事業所及び家庭に緊急避難場所としての「子ども 110 番」のステッカーの貼付を依頼し、子どもが緊急避難した際の協力をお願いしています。今後も「子ども 110 番」等防犯ボランティア活動の支援依頼に努めます。		
事業 番号	事業名	自主防犯活動の促進	担当課	総務課
88	事業 内容	警察、学校、自治会、防犯ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、今後も自主防犯活動の促進に努めます。		
事業 番号	事業名	防災教育の促進	担当課	教育課・保育所 福祉健康課
89	事業 内容	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するための必要な知識、技能等の育成を図ります。学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれるように、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。		
事業 番号	事業名	地域支援ネットワーク活動の推進	担当課	福祉健康課
90	事業 内容	町では、高齢者・障害者・児童を対象とした見守り活動「地域支援ネットワーク事業」を実施しています。警察・消防・学校はじめ、町内で活動する事業所等が日常活動の中で、ちょっと気になる状況を発見したときに町に連絡するシステムで、今後もプライバシーに配慮しながら、町全体で見守りができる体制を拡充します。		

第5節 家庭に対するきめ細かな支援の充実

近年、児童虐待によって、子どもが死に至るケースが後を絶ちません。被害が深刻化する前の早期発見・早期対応ができるような体制を確立させる必要があります。また、ひとり親世帯や、障害のある子どもを持つ子育て家庭は、心理的・経済的負担が大きく、きめ細かな対応が必要です。

すべての子どもと子育て家庭が、安心して暮らせる体制づくりに努めていきます。

1 児童虐待防止対策の充実

ニーズ調査結果において、子どもを虐待してしまったことがあると、回答した方は、「何度かある」が14.6%、「一度だけある」が8.6%と合計すると2割にのぼりました。そのような行為をしてしまった時にあれば良かったと思うものについては、「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみ」、「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」と続いており、育児に疲れたときにリフレッシュできるような場や、協力して子育てのできる環境が求められていると言えます。

新生児訪問などで個々の家庭の状況を把握するとともに、随時関係課が連携するなどして、虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に努めていきます。

事業番号	事業名	虐待の発生予防	担当課	福祉健康課
91	事業内容	「新生児訪問」で出産後間もない時期の家庭の生活状況を把握するとともに毎月1回の「親子ふれあい教室」、「育児相談」で相談を受け付け、その他にも乳児健診等の機会を通じて、保健師、保育士が対応しています。また、保育所においても利用できる育児相談の機会や、保護者のリフレッシュに利用できる一時保育の周知に努めます。今後も虐待の発生予防のため、相談体制の充実を図ります。		

事業番号	事業名	虐待の早期発見・早期対応	担当課	福祉健康課
92	事業内容	健康観察、民生委員児童委員からの情報、乳幼児健診未受診者への連絡等、関係機関と連携を密に、虐待の早期発見・早期対応に努めます。		

事業番号	事業名	一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会の設置	担当課	福祉健康課
93	事業内容	児童・障害者・高齢者等の虐待の防止、対応のため、「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」を設置しています。今後も関係機関との連携を密に虐待の防止・対応に努めます。		

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

平成25年の「国民生活基礎調査」によると、子どもがいる世帯における、大人が1人の世帯の貧困率は54.6%となっており、大人が2人以上の世帯が12.4%であることと比較すると、大人が1人の世帯は、大半が経済的に苦しい状況であることが見て取れます。また、ひとり親家庭は、両親ともにいる家庭に比べ、育児を分担できないことから、より子育てと就業の両立が困難な状況にあると言えます。

ニーズ調査によると、回答者の約1割がひとり親世帯という結果であり、こうした家庭の子どもの健やかな育ちのために、就業支援、経済的支援等、総合的に支援を務めていきます。

事業番号	事業名	就業機会の拡充	担当課	福祉健康課
94	事業内容	情報の提供により、就業機会の充実に努めます。		

事業番号	事業名	ひとり親家庭等の自立、就業支援	担当課	福祉健康課
95	事業内容	各種制度の周知を実施しており、今後もひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に努めます。		

事業番号	事業名	児童扶養手当の支給	担当課	福祉健康課
96	事業内容	本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、児童扶養手当を支給します。		

事業番号	事業名	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	担当課	福祉健康課
97	事業内容	本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施します。		

事業番号	事業名	ひとり親家庭等医療費の助成	担当課	福祉健康課
98	事業内容	子どもを育てながら自立した生活を送ることができるよう、今後もひとり親家庭等の医療費助成を継続します。		

3 障害児施策の充実

障害児の健全な発達を支援するために、障害者計画に基づき、関係各課の連携に努めます。

事業番号	事業名	療育体制の整備	担当課	福祉健康課
99	事業内容	各種制度の周知、情報の提供を実施しています。今後も国・千葉県の指針に基づき、療育体制の整備に努めます。		

事業番号	事業名	障害児通所支援事業の推進	担当課	福祉健康課
100	事業内容	在宅の障害児が指定事業所又は基準該当事業所において居宅介護、デイサービス、短期入所のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担する障害児通所支援事業の推進に努めます。また、日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施しています。今後も支援及び推進に努めます。		

事業番号	事業名	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	担当課	福祉健康課
101	事業内容	長生健康福祉センター（長生保健所）及び東上総児童相談所と連携を図り、自閉症等の相談については専門機関などを紹介、乳幼児の発達障害の相談については関係機関と連携して対応することで、自閉症及び乳幼児の発達障害への対応の充実に努めます。		

事業番号	事業名	特別児童扶養手当の支給	担当課	福祉健康課
102	事業内容	本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当を支給します。		

事業番号	事業名	身体障害児補装具給付事業の実施	担当課	福祉健康課
103	事業内容	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。平成26年度より身体障害者手帳取得基準未達の難聴児に対し、補聴器購入費の助成を行っています。		

事業番号	事業名	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	担当課	福祉健康課
104	事業内容	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、重度障害児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。		

事業 番号	事業名	特別支援教育の推進	担当課	教育課
105	事業 内容	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図るため、長生地区特別支援ネットワーク協議会を設置し、連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。		

事業 番号	事業名	障害児の生活支援ネットワーク化の 推進	担当課	教育課
106	事業 内容	保護者へのかかわり方を含め一人一人を大切にした教育を展開するため、特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、多くの実践事例を通じた情報交換の場の充実に努めます。		

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とする）」に準じ、平成25年12月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものとされているため、本町の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

■国が示した見込量算出項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※上記の他「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」などは、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に見込量を算出。

■「国の手引き」に基づく算出方法

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、平成27～31年度の0～11歳の子どもの人口を推計する。		
庭類型の分類	<p>ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。</p> <p>【家庭類型】</p> <p>※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"> タイプA : ひとり親家庭 タイプB : フルタイム×フルタイム タイプC : フルタイム×パートタイム タイプC' : フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD : 専業主婦（夫） タイプE : パート×パート タイプE' : パート×パート（短時間） タイプF : 無業×無業 </td> <td style="width: 40%; vertical-align: middle; text-align: center;"> } 年齢別に分類 </td> </tr> </table>	タイプA : ひとり親家庭 タイプB : フルタイム×フルタイム タイプC : フルタイム×パートタイム タイプC' : フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD : 専業主婦（夫） タイプE : パート×パート タイプE' : パート×パート（短時間） タイプF : 無業×無業	} 年齢別に分類
タイプA : ひとり親家庭 タイプB : フルタイム×フルタイム タイプC : フルタイム×パートタイム タイプC' : フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD : 専業主婦（夫） タイプE : パート×パート タイプE' : パート×パート（短時間） タイプF : 無業×無業	} 年齢別に分類		
見込量算出	<p>家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、見込量を算出する。</p> <p>●教育・保育の見込量の場合、1号、2号、3号別に、年度ごとに算出。</p> <p>●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。</p>		

第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

1 見込量

教育・保育の見込量は、以下のとおりです。

	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	9	8	7	7	7
2号認定子ども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	9	8	7	7	7
2号認定子ども(3～5歳、保育所等利用希望者)	263	245	221	205	207
3号認定子ども(0歳)	37	39	38	37	35
3号認定子ども(1、2歳)	116	113	116	117	112

【参考】

年齢	認定区分	内容	利用先
3歳児～ 就学前児童	1号認定	教育を希望	幼稚園・認定こども園
	2号認定	保護者の就労、妊娠・出産、病気などの理由により、保育が必要と認定された子どもで、保育所等の利用を希望	保育所・認定こども園 ※幼稚園を希望する場合は、幼稚園の利用も可
3歳未満	3号認定	保護者の就労、妊娠・出産、病気などの理由により、保育が必要と認定された子どもで、保育所等の利用を希望	保育所・認定こども園

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

現状の各保育所の入所者数については、定員超過が慢性化しています。本町では「一宮町保育所整備基本計画」に基づき、平成31年度に390人（こども園短時間児30人、保育所・こども園長時間児360人）の利用定員で実施できるよう、保育所施設の整備をしていきます。

	人数	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
認定こども園 短時間児	①見込量	18	16	14	14	14
	1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	9	8	7	7	7
	2号認定子ども(3歳以上幼稚園の利用希望が強い)	9	8	7	7	7
	②提供量	0	10	30	30	30
	特定教育・保育施設(公立幼稚園)	0	10	30	30	30
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)		-18	-6	16	16	16
保育所・ 認定こども園 長時間児	①見込量	416	397	375	359	354
	2号認定子ども(3~5歳、保育所等利用希望者)	263	245	221	205	207
	3号認定子ども(0歳)	37	39	38	37	35
	3号認定子ども(1、2歳)	116	113	116	117	112
	②提供量	320	330	360	360	360
	2号認定子ども(3~5歳、保育所等利用希望者)	230	220	225	225	225
	3号認定子ども(0歳)	10	25	35	35	35
	3号認定子ども(1、2歳)	80	85	100	100	100
差(②-①)		-96	-67	-15	1	6
備考		愛光保育園 が新園舎で 保育開始 (定員80人)	東浪見保育 所が認定こ ども園として 開園(定員 80人)	一宮保育所 が認定こども 園として開園 (定員170 人)		

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

平成28年度に東浪見保育所を定員80人の認定こども園として、平成29年度に一宮保育所を定員170人の認定こども園として開園予定です。平成31年度までに、町内2か所の認定こども園を整備し、教育・保育の一体的な提供に努めていきます。

また、保育所年長児童の小学校への体験入学等、保育所(認定こども園)と小学校の連携に努めます。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

本町では、役場・保健センター・保育所等において、情報提供等の取組を行っていきます。事業としては、今後の5年間のニーズにより、実施の有無を検討します。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児を中心とした親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。愛光保育園で実施しており、平成25年度利用者数は1,347人でした。

平成28年度（東浪見保育所）、平成29年度（一宮保育所）の認定こども園への移行に伴い、子育て支援センターを併設する予定です。実施箇所拡大により、さらなる利用者増が見込まれます。

(年間延べ人数)	25年度	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量※	1,347	1,560	3,120	4,680	4,680	4,680
実施箇所数	1	1	2	3	3	3
備考			東浪見保育所が認定こども園として開園	一宮保育所が認定こども園として開園		

※1か所当たり週5日開所、1日当たり6組の利用と仮定して見込量を算出。

3 妊婦健康診査

14回の健診費用の助成を行っています。平成25年度の年間延べ利用件数は991件でした。

引き続き、14回の健診費用の助成を継続します。

(年間延べ件数)	25年度	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量※	991	1,148	1,232	1,176	1,148	1,092

※27年度以降は、妊婦が健診を14回受診すると仮定し、推計児童数（0歳児）に14を乗じて算出。

4 乳児家庭全戸訪問事業

新生児がいる全家庭を保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。平成 25 年度の年間延べ件数は 76 件でした。

引き続き、新生児のいる全家庭を対象に保健師等による訪問を実施していきます。

(年間延べ件数)	25年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量※	76	82	88	84	82	78

※27年度以降は、推計児童数（各年0歳児）。

5 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

引き続き、支援が必要な家庭を訪問し、養育相談支援等を行っていきます。特に支援が必要な家庭には、必要に応じて「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」により関係機関との連携を図り支援していきます。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由で保護者が子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

見込量については、「国の手引き」に準じた算出からは、ニーズが見込まれませんでした。また、事業者の参入も見込まれないため、実施は見送ります。今後の住民のニーズに応じて、提供体制を検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

現在、町民提案事業（まちづくりに熱意やアイデアを持つ町民団体が、自主・主体的に企画実施する公益的な事業）としてスタートした、子育てサポート「あずかりあいスマイルタウン」が定着しています。

子育て当事者同士が信頼関係を築き預かりあいを行っており、町では保育士・保健師を講師として派遣するなど、協力・支援を行っていきます。

8 一時預かり事業

主に昼間に保育所その他の場所において、未就園の乳幼児を一時的に預かる事業です。一宮保育所（定員1日4人）及び愛光保育園で実施しています。

平成28年度（東浪見保育所）、平成29年度（一宮保育所）開園の認定こども園での実施を進めるとともに、原保育所でも実施に向け施設改修を行い、町内保育所すべてで同様のサービスの提供に努めます。

（年間延べ人数）	25年度 （実績）	27年度 （推計）	28年度 （推計）	29年度 （推計）	30年度 （推計）	31年度 （推計）
見込量※	54	1,040	2,080	4,160	4,160	4,160
実施箇所数	2	2	3	4	4	4
備考			東浪見保育所が認定こども園として開園	一宮保育所が認定こども園として開園		

※1か所当たり週5日開所、1日当たり4名の利用と仮定して見込量を算出。

また、本町に現在幼稚園はありませんが、平成28年度、平成29年度の認定こども園を開園した後は、こども園に在籍する短時間児を対象とした一時預かりを実施する予定です。

（年間延べ人数）	27年度 （推計）	28年度 （推計）	29年度 （推計）	30年度 （推計）	31年度 （推計）
見込量※	51	47	42	39	40
実施箇所数	0	1	2	2	2
備考		東浪見保育所が認定こども園として開園	一宮保育所が認定こども園として開園		

※「国の手引き」に準じて算出。1号認定による利用。

9 延長保育事業

子ども・子育て支援新制度では、保育短時間である8時間又は保育標準時間である11時間を超えて保育を行う事業です。平成26年度までは11時間を超えた預かりを一宮保育所で実施しており、平成25年度の登録者数は47人でした。

平成28年度、平成29年度に開設する認定こども園及び原保育所において本サービスの充実に努めます。

(年間延べ人数)	25年度	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量※	47	49	48	45	43	43
実施箇所数	1	2	3	3	3	3

※「国の手引き」に準じて算出。

10 病児保育事業

子どもが急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師・保育士が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で緊急的な対応を行う事業です。

本町では、白子町の酒井医院と委託契約しています。

見込量については、平成27年度について1,794人と出ていますが、平成25年度の利用件数は128人であることから、病児・病後児保育の性格上、実質的な利用者は、200人に満たない人数と考えられます。今後も施設との委託契約を継続していきます。

(年間延べ人数)	25年度	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量※	128	1,794	1,726	1,634	1,569	1,547
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

※「国の手引き」に準じて算出。

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後・土曜日・長期休業日に、小学校の特別教室、振武館和室を利用して、適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平成26年度は施設を1箇所増設し、3か所で78人の利用者がいました。

今後も設備及び運営の向上に努めます。

(登録者数)	26年度 (実績)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量(合計)※	78	104	107	107	108	105
実施箇所数	3	3	3	3	3	3

※ニーズ調査結果から得た小学生の「来年度の利用」を希望した割合（低学年の利用意向率の平均22.1%、高学年の利用意向率の平均7.8%から）に推計児童数を乗じて算出。長期休業日のみの利用者は含まない。

12 実費徴収にかかわる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後の国の審議状況や他の市町村の状況を踏まえて検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後の国の審議状況や、他の市町村の状況を踏まえて検討します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

安心して子どもを育てることのできるまちづくりのためには、行政が提供する子育て支援サービスの充実のみならず、家族、職場、地域社会等、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が「子どもを育てる」という意識を持ち、子どもや子育て中の親を温かく見守ることができる環境が重要となります。そのため、計画の推進にあたっては、子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ、地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的且つ効果的な推進を図ります。

第2節 計画の進行管理

1 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、福祉健康課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取組に生かしていきます。

2 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、住民に対して、町のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

資料編

1 一宮町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、一宮町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。))に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉健康課においてこれを処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮町条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 一宮町子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏名	役職等
1	学識経験者	河野 敏夫	元一宮小学校長
2	教育関係者	渡邊 恵之助	教育委員長（～平成25年10月5日）
		中村 敏夫	教育委員長（～平成26年10月5日）
		山田 和雄	教育委員長（平成26年10月6日～）
3	教育関係者	町田 義昭	教育長
4	教育関係者	渡邊 亮一	東浪見小学校長
5	保育関係者	井上 高子	公立保育所代表者
6	保育関係者	渡邊 恵之助	私立保育園代表者
7	子育て当事者	石井 泰子	一宮保育所保護者（～平成26年3月31日）
		近藤 麻菜美	一宮保育所保護者（平成26年4月1日～）
8	子育て当事者	丸島 ひとみ	一宮保育所保護者
9	子育て当事者	太田 総江	東浪見保育所保護者
10	子育て当事者	大川 ひろみ	原保育所保護者
11	子育て支援当事者（学童）	飯田 和美	NPO法人ファミリーサポートさくらんぼ代表
12	子育て支援当事者	藤井 幸恵	138子育てネットワーク代表
13	事業主を代表する者	長谷川 洋一	シーサイドオーツカ支配人
14	労働者を代表する者	小川 圭介	シーサイドオーツカ接客課長
15	子育て経験者	堀内 正範	長生郡市次世代育成支援対策地域協議会委員
16	一般公募	坂野 雪枝	本読み聞かせ協力員
17	一般公募	黒岩 安代	子育て当事者
オブザーバー		川崎 正道	前保育所事務担当者

3 計画策定の経過

[平成 25 年度]

- | | |
|--------|--|
| 4月18日 | 第1回子ども・子育て支援対策事業検討委員会の開催
1) 子ども・子育て支援対策事業について
2) 保育所の移転について
3) その他 |
| 5月15日 | 第2回子ども・子育て支援対策事業検討委員会の開催
1) 保育所移設事業について
2) その他 |
| 6月19日 | 第1回子ども・子育て会議の開催
1) 東浪見保育所の今後について
2) 保育所の統合について
3) その他 |
| 7月17日 | 第2回子ども・子育て会議の開催
1) 町の基本目標について
2) 東浪見保育所・入所前児童保護者懇談会について
3) 保育所移設スケジュール（概要）について
4) その他 |
| 9月4日 | 第3回子ども・子育て会議の開催
1) 一宮町公立保育所移設・統合及び民営化等に関する報告書（案）について
2) 子ども・子育て支援対策事業計画 ニーズ調査について
3) その他 |
| 9月24日 | 第4回子ども・子育て会議の開催
1) 一宮町公立保育所移設・統合及び民営化等に関する検討結果報告書（案）について
2) 子ども・子育て支援対策事業計画 ニーズ調査について
3) その他 |
| 11月27日 | 第5回子ども・子育て会議の開催
1) 一宮町公立保育所移設等に関する検討結果報告書について
2) 子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査実施時期について
3) 群馬県桐生市行政視察及び睦沢こども園視察報告について
4) 愛光保育園施設整備の要望について
5) その他 |
| 12月～ | ニーズ調査（町民対象）の実施
・町内の小学生以下の子どもがいる全世帯（826世帯）に配布 |

1月～3月	ニーズ調査の集計 ・回収 560 票（回収率 67.8%）
3月19日	第6回子ども・子育て会議の開催 1) 一宮町保育所整備基本計画（素案）について 2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果について 3) 子ども・子育て関連3法に伴う市町村の業務スケジュールについて 4) その他

[平成26年度]

7月4日	訪問ヒアリング（事業者対象）の実施 ・愛光保育園 ・町立3保育所
7月～	事業・施策調査（関係各課）の実施 ・長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画における事業の方向性について
7月25日	第1回子ども・子育て会議の開催 1) 一宮町保育所整備基本計画（案）住民説明会報告について 2) 一宮町保育所整備基本計画について 3) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について 4) その他
8月20日	第2回子ども・子育て会議の開催 1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について 2) 子ども・子育て支援制度による条例の制定について 3) その他
10月15日	第3回子ども・子育て会議の開催 1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について 2) 一宮町保育の実施に関する条例・規則の改正について 3) その他
2月18日	第4回子ども・子育て会議の開催 1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について 2) 利用者負担（案）について 3) その他



一宮町キャラクター 一宮いっちゃん

一宮町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成 27 年 3 月
発行 一宮町福祉健康課
〒299-4396 千葉県一宮町一宮 2457
TEL : 0475-42-1415 FAX : 0475-42-1426